

**神石高原町第6期障害福祉計画**  
**神石高原町第2期障害児福祉計画**

**神石高原町**

**令和3年3月**



## ■目 次■

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画の策定の背景と趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
(1) 根拠法令	1
(2) 他の計画との関係	1
3. 計画の期間	2
4. 計画の対象者	2
5. 法令・制度改正の動向	3
6. 国・県の計画策定動向等	4
7. 国の障害者基本計画（第4次）の概要	5
8. 神石高原障害者プランの概要	6
9. 計画の体制	8
(1) 策定の体制	8
(2) 調査対象者や関係者等の意見収集及びニーズの把握	9
第2章 障害者施策に関する現状	10
1. 人口の推移	10
2. 障害のある人の現状	12
(1) 障害者手帳所持者（身体・知的・精神）	12
(2) 身体障害者手帳所持者の状況	13
(3) 療育手帳所持者の状況	16
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況	17
(5) 発達に関する相談	18
(6) 難病患者の状況	18
第3章 第6期障害福祉計画	19
1. 基本的考え方	19
2. 第5期計画の実績と評価	20
(1) 障害福祉サービス	20
(2) 地域生活支援事業	21
3. 障害福祉サービス	25
(1) 訪問系サービス	25
(2) 日中活動系サービス	26
(3) 居住系サービス	31
(4) 相談支援	33
4. 地域生活支援事業	35
(1) 理解促進研修・啓発事業	35
(2) 自発的活動支援事業	35
(3) 相談支援事業	36
(4) 成年後見利用支援事業	37
(5) 意思疎通支援事業	37
(6) 日常生活用具給付等事業	39
(7) 移動支援事業	39
(8) 地域活動支援センター事業	40
(9) 日中一時支援事業	40
(10) 自動車免許取得・改造費助成事業	41
(11) 手話奉仕員養成研修事業	41
5. その他の計画	43
(1) 発達障害者等に対する支援【新規】	43
(2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】	43

(3) 相談支援体制の充実・強化のための取組【新規】	44
(4) 障害福祉サービス等の質の向上【新規】	44
<b>6. 令和5（2023）年度に向けた成果目標</b>	<b>45</b>
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	45
(2) 地域生活支援拠点が有する機能の充実	45
(3) 福祉施設から一般就労への移行等	46
(4) 相談支援体制の充実・強化等【新規】	47
(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】	48
<b>第4章 第2期障害児福祉計画</b>	<b>49</b>
1. 基本的考え方	49
2. 第5期計画の実績と評価	50
3. 障害児支援	51
(1) 児童発達支援（福祉型）	51
(2) 児童発達支援（医療型）	51
(3) 放課後等デイサービス	52
(4) 保育所等訪問支援	52
(5) 居宅訪問型児童発達支援	53
(6) 障害児相談支援	53
(7) 医療的ケア児コーディネーター	54
4. 第2期計画（その他）	54
(1) 子ども・子育て支援等の障害のある児童受入人数	54
5. 令和5（2023）年度に向けた成果目標	55
(1) 障害児支援の提供体制の整備等	55
<b>第5章 計画の推進・評価体制</b>	<b>56</b>
1. 計画の推進体制	56
2. 計画の評価体制	56
<b>参考資料</b>	<b>57</b>
1. 神石高原町地域自立支援協議会設置要綱	57
2. 神石高原町地域自立支援協議会委員名簿	59
3. 住民アンケート調査結果の概要	60
(1) 障害者手帳所持者への調査	60
(2) 障害のある児童及び通所支援を利用している児童の保護者への調査	70

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画の策定の背景と趣旨

本町では、地域における現況を踏まえるとともに、障害のある人を取り巻く制度改革の方向や障害者総合支援法、障害者基本法及び児童福祉法の内容に沿い、また「神石高原町第2次長期総合計画」の方針のもとに他の関連計画との調和を図りつつ、「神石高原町第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」（令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)）を作成しました。

## 2. 計画の位置づけ

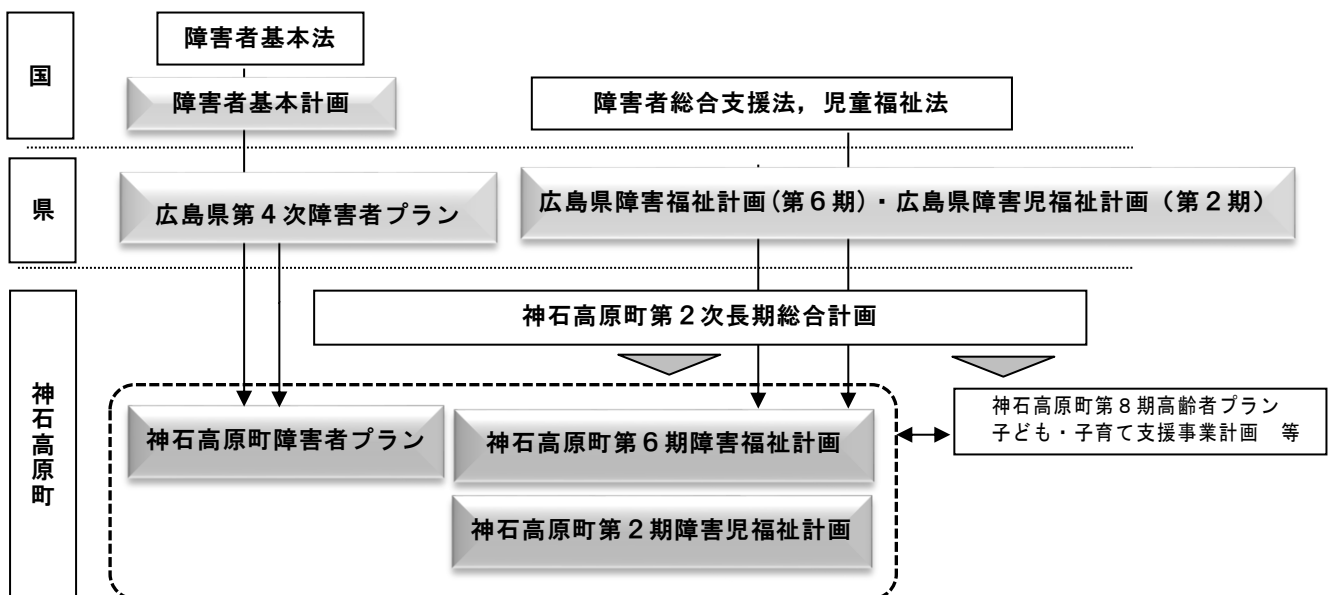
### (1) 根拠法令

神石高原町障害福祉計画（第6期）は、障害者総合支援法第88条第1項で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、国の指針に基づき障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する方策を示します。

神石高原町障害児福祉計画（第2期）は、児童福祉法第33条の20第1項で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害児福祉計画」であり、国の指針に基づき障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する方策を示します。

### (2) 他の計画との関係

本町の行政運営の基本計画である「神石高原町第2次長期総合計画」を踏まえ、関連する本町の様々な計画との整合性を図り、策定したものです。



### 3. 計画の期間

各計画の期間は、以下のとおりです。

計画	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
神石高原町障害者プラン	計画期間(平成30～令和9年度)					
障害福祉計画	第5期計画(平成30～令和2年度)			本計画(第6期)(令和3～令和5年度)		
障害児福祉計画	第1期計画(平成30～令和2年度)			本計画(第2期)(令和3～令和5年度)		

### 4. 計画の対象者

本計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障害者の範囲を、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人（発達障害のある人を含む。）並びに制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるもの）としています。

また、障害児に関わる内容については、児童福祉法に基づき、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害のある児童を含む。）又は難病の児童を対象としています。

## 5. 法令・制度改正の動向

<p>障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行 (H28.4.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止</li> <li>○ 合理的配慮の提供</li> </ul>
<p>成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行 (H28.5.13 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 成年後見制度利用促進委員会の設置</li> </ul>
<p>発達障害者支援法の改正 (H28.8.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 発達障害者支援地域協議会の設置</li> <li>○ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮</li> </ul>
<p>障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）及び児童福祉法の改正 (H30.4.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自立生活援助の創設（円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス）</li> <li>○ 就労定着支援の創設（就業に伴う生活課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス）</li> <li>○ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用</li> <li>○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築（障害児福祉計画の策定）</li> <li>○ 医療的ケアを要する障害児に対する支援 (H28.6.3 施行)</li> </ul>
<p>障害者の雇用の促進等に関する法律の一部改正 (R2.4.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者の雇用状況についての的確な把握のため、報告徴収の規定を新設</li> <li>○ 障害者雇用率の算定対象となる障害者の確認に関する書類保存の義務化</li> <li>○ 障害者雇用率の算定対象となる障害者であるかどうかの確認方法を明確化</li> <li>○ 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対して、確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする適正実施勧告の規定を新設</li> <li>○ 国等が率先して障害者を雇用する責務の明確化</li> <li>○ 「障害者活躍推進計画」の作成・公表の義務化</li> <li>○ 障害者雇用推進者・障害者職業生活相談員の選任の義務化</li> <li>○ 週 20 時間未満の障害者を雇用する事業主に対する特例給付金の新設</li> <li>○ 中小事業主（300 人以下）の認定制度の新設</li> </ul>
<p>地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正 (R3.4.1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援</li> <li>○ 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進</li> <li>○ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進</li> <li>○ 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化</li> <li>○ 社会福祉連携推進法人制度の創設</li> </ul>

## 6. 国・県の計画策定動向等

年	国		広島県		
平成 21 年 (2009 年)	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行	障害者基本計画 (第 2 次)	重点施策実施 5 か年計画	第 2 次広島県障害者プラン	広島県障害福祉計画 (第 2 期)
平成 22 年 (2010 年)					
平成 23 年 (2011 年)					
平成 24 年 (2012 年)	◇障害者虐待防止法の施行	障害者基本計画 (第 3 次)		第 3 次広島県障害者プラン	広島県障害福祉計画 (第 3 期)
平成 25 年 (2013 年)	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行				
平成 26 年 (2014 年)	◇障害者権利条約の批准				
平成 27 年 (2015 年)	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行				広島県障害福祉計画 (第 4 期)
平成 28 年 (2016 年)	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行				
平成 29 年 (2017 年)					
平成 30 年 (2018 年)	◇障害者総合支援法及び児童福祉法の改正	障害者基本計画 (第 4 次)		広島県障害者プラン 第 4 次	広島県障害福祉計画 (第 5 期)
令和元年 (2019 年)					
令和 2 年 (2020 年)	◇障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律の施行				



## 7. 国の障害者基本計画（第4次）の概要

平成30年（2018年）3月に「第4次障害者基本計画」が閣議決定され、5年間における障害者福祉のあり方が示されています。この計画では、基本理念として「共生社会の実現に向け、障害のある人が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援」を掲げています。

障害のある人本人による意思決定や社会参加についてより重きが置かれるようになっていきます。これは平成26年に批准された障害者権利条約との整合性を確保する意味も有しており、市町村レベルにおいても、これまで以上に障害のある人の社会参加を促すための施策が重要となってきます。

### ■第4次障害者基本計画の概要■

#### 1. 基本理念(計画の目的)

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

#### 2. 基本的方向

- ①2020 東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進
- ②障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保
- ③障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進
- ④着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

#### 3. 各論の主な内容

- ①安全・安心な生活環境の整備
- ②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ③防災、防犯等の推進
- ④差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ⑤自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑥保健・医療の推進
- ⑦行政等における配慮の充実
- ⑧雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑨教育の振興
- ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ⑪国際社会での協力・連携の推進

## 8. 神石高原障害者プランの概要

平成 30 年（2018 年）3 月に策定した「神石高原町障害者プラン（令和 9 年（2027 年）までの 10 年間）」の概要は以下の通りです。

### （1）基本理念

本計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画（第 4 次）の基本理念「障害者権利条約の理念」、「障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の理念」、「障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める」を踏まえ、以下の基本理念を掲げます。

障害者が社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

### （2）計画の基本目標

基本理念に基づき、4 つの基本目標を掲げます。

#### 基本目標 1 障害及び障害者に対する正しい理解の促進

生まれながらにして障害を持つ人、また、交通事故等や高齢になっていく中で、障害者となる人等、人は誰もが障害と背中合わせに生きているという考えに立ち、障害や障害者に対する正しい理解とノーマライゼーションの理念を、全ての町民が認識できるよう、障害者教育の推進と啓発・広報活動を促進します。

関係する団体等が情報共有に努め、虐待等の早期発見、防止、被害者の適切な保護及び支援を行います。

#### 基本目標 2 すべての人にとってやさしい住みよいまちづくりの推進

障害者や高齢者にとって、やさしい住みよいまちであるということは、すべての人にとって、やさしい住みよいまちであるという観点から、町全体のバリアフリー化を目指し、すべての人が安心して暮らせるまちづくりに向けての整備・促進を図ります。

また、地域社会で心身ともに健康で安心して暮らしていけるように、保健や医療の充実に努めます。

#### 基本目標 3 障害者が主体性、自立性を発揮できる施策の推進

障害者が一人の人間として尊重され、また、自らが自分の考えや立場をはっきり持ち、自分だけの力で行動し、生活ができるような施策を推進します。

自立のためには、経済的基盤の確立の重要性を考慮し、障害者が一般就労をすることによって、独り立ちして暮らしていけるよう、必要な就労支援を行います。

#### **基本目標4** 施策の連携

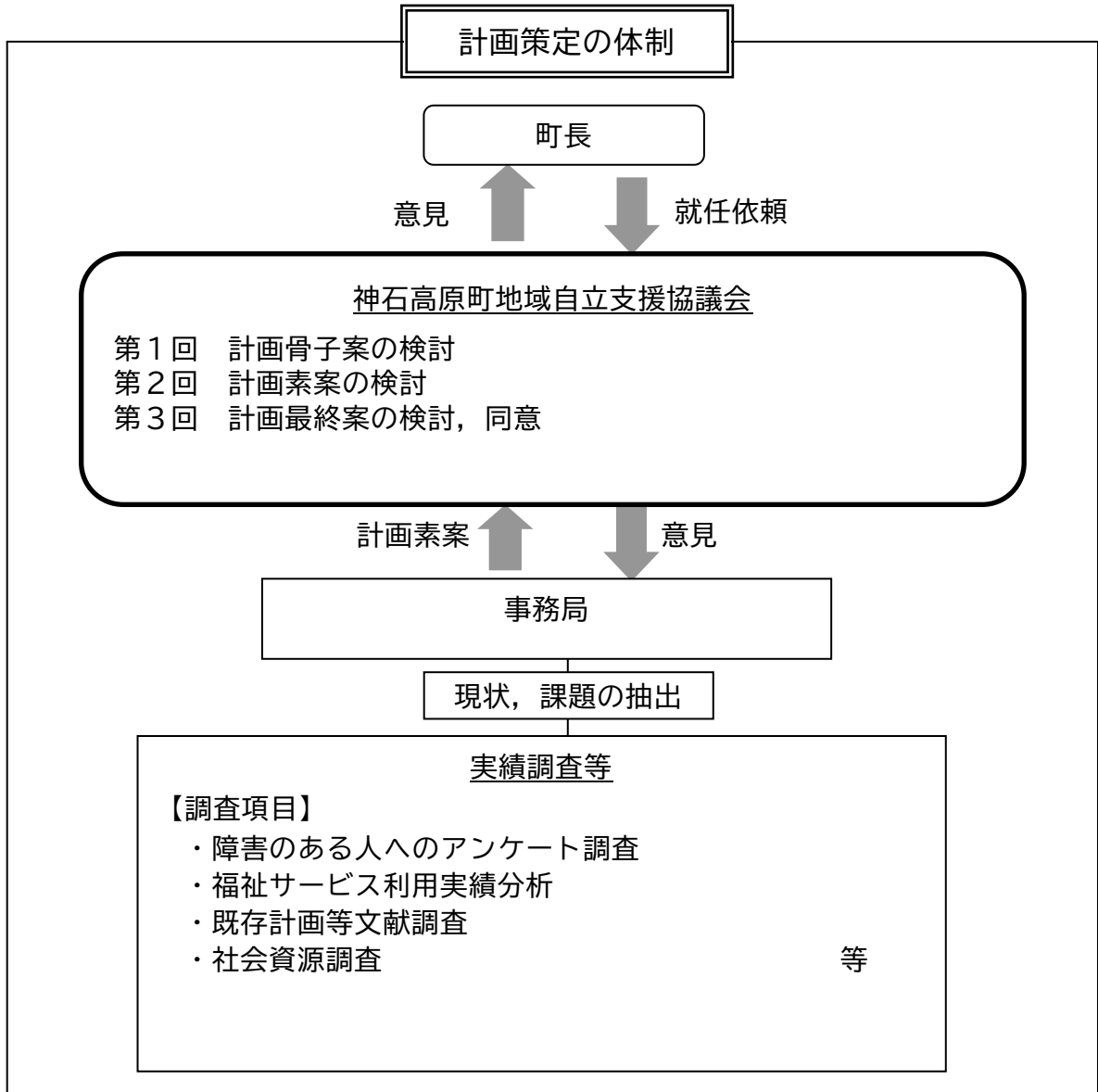
本計画は、保健、医療、福祉及び教育等多岐にわたるため、町行政内部はもとより、町社会福祉協議会やその他の関係団体、県の関係機関と密接な連携、協力体制を確保するように努めます。

障害のある子どもたちが将来自立して社会参加ができるように、保育所、幼稚園から小学校、中学校へと進学する各ライフステージで、情報共有、引継ぎを適切に行える連携システムを構築します。

## 9. 計画の体制

### (1) 策定の体制

本計画の策定にあたっては、有識者、関係者で構成される「神石高原町地域自立支援協議会」によって、関係者や町民からの意見の総意を反映しました。



## (2) 調査対象者や関係者等の意見収集及びニーズの把握

本計画の策定にあたっては、障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向並びに障害者団体及び障害福祉サービス提供施設・事業者の課題・意見を把握するため、以下の調査を行いました。

### ①住民アンケート調査

実施時期	令和2年(2020年)7月下旬～8月中旬	
実施方法	郵送配布・回収	
対象者	町内在住の身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障害児通所支援利用者	
回収状況	障害者手帳所持者	配布数 699 人 回収数 385 人 回収率 55.1%
	障害のある児童及び通所支援を利用している児童の保護者	配布数 23 人 回収数 15 人 回収率 65.2%

### ②関係団体及び事業所ヒアリング調査

実施時期	令和2年(2020年)10月
実施方法	郵送配布・回収
対象者	町内の障害者関係団体及び障害福祉サービス提供事業所、相談支援事業所等 障害者関係団体等 7 団体 障害福祉サービス提供事業所、相談支援事業所 7 事業所

## (3) 計画策定スケジュール

### ① 自立支援協議会

	開催日	主な議題
第1回	令和2年 10月20日(火)	○策定方針案及び計画骨子案の検討 ○アンケート調査結果報告 ○ヒアリングシートについて ○スケジュール案
第2回	令和2年 12月22日(火)	○計画素案について
第3回	令和3年 2月26日(金)	○パブリックコメントの結果報告 ○計画案について

### ② パブリックコメント

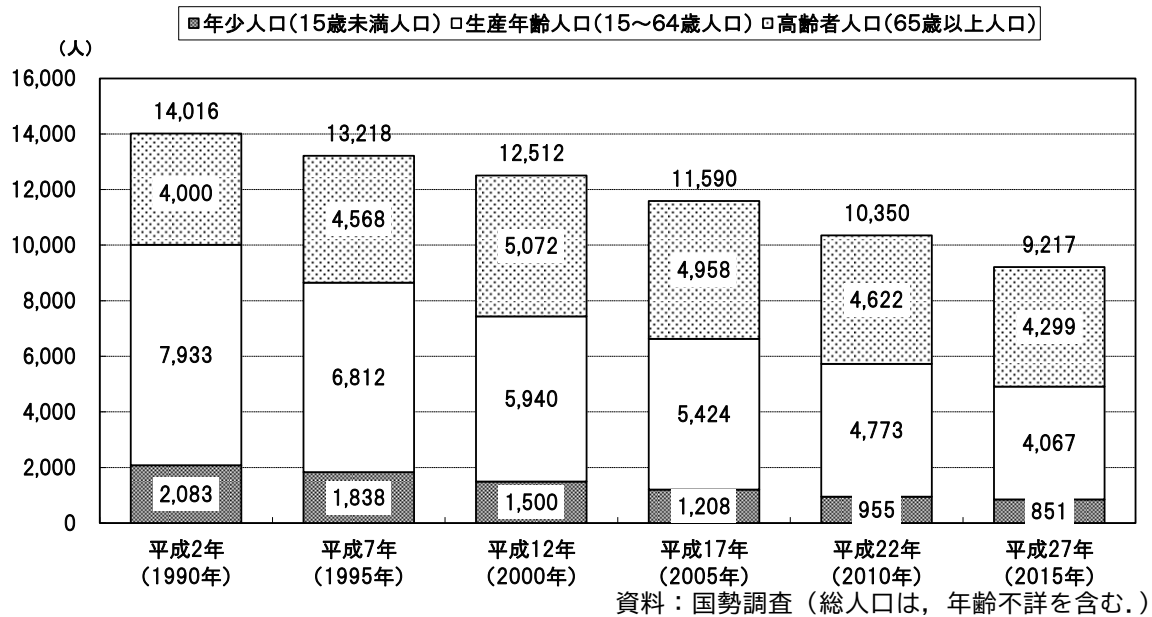
- 実施時期 令和3年2月2日～令和3年2月17日
- 閲覧場所 神石高原町ホームページ、神石高原町役場保健福祉課・各支所町民課

## 第2章 障害者施策に関する現状

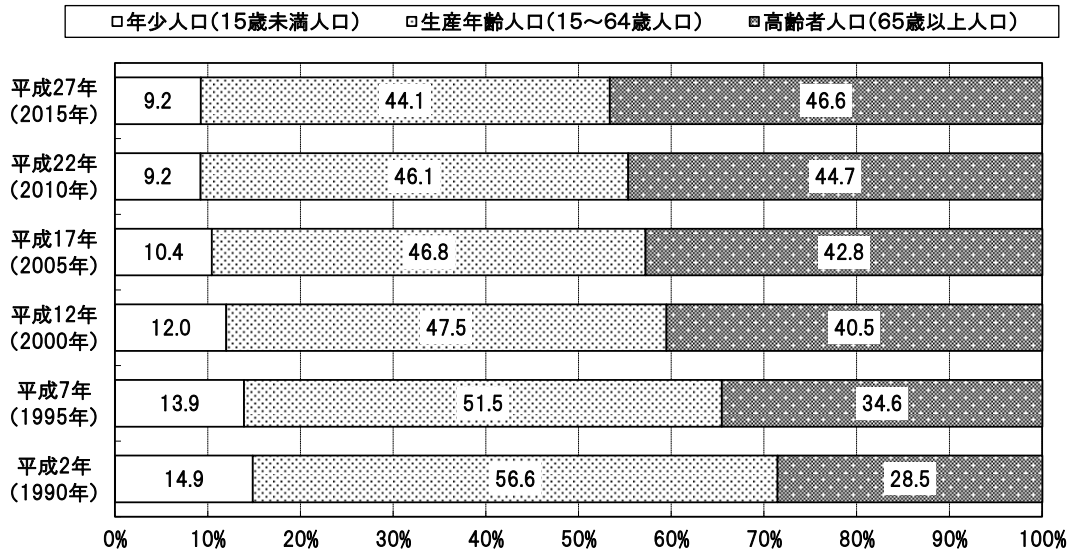
### 1. 人口の推移

平成27年(2015年)の国勢調査による本町の総人口は、9,217人となっています。人口構成をみると、年少人口及び生産年齢人口がともに減少しています。構成比で見ると、高齢者人口比率は増加してきており、少子高齢化の進行がうかがえます。

#### ■人口の推移■

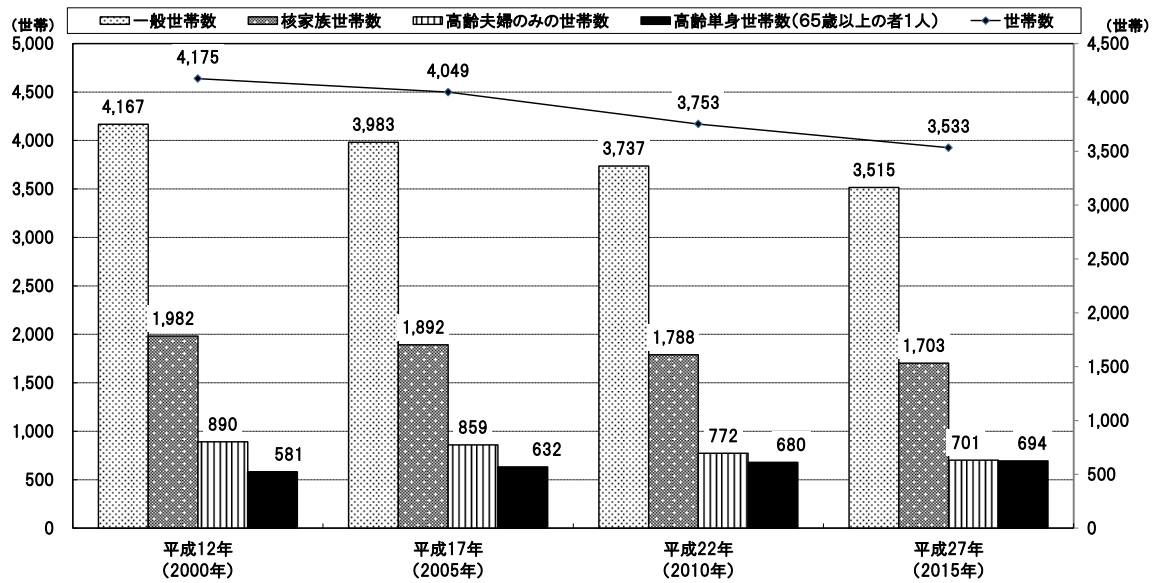


#### ■人口の推移（構成比）■



世帯数の推移をみると、高齢単身世帯が増加し、核家族世帯、高齢夫婦のみの世帯、は減少しています。

### ■人口の推移（世帯数）■



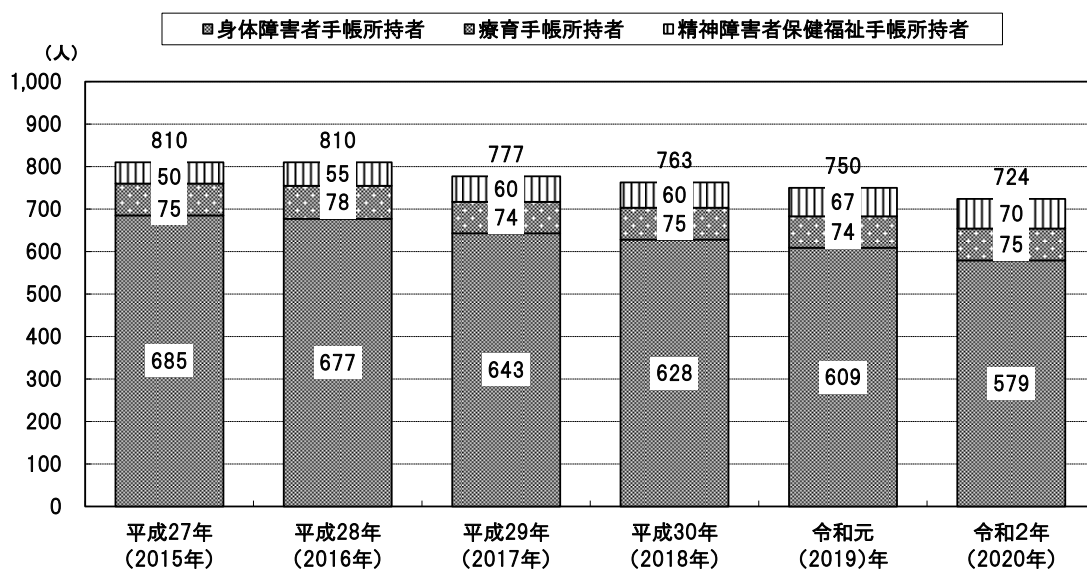
資料：国勢調査

## 2. 障害のある人の現状

### (1) 障害者手帳所持者（身体・知的・精神）

本町における障害者手帳所持者は、令和2年（2020年）現在で、身体障害（身体障害者手帳所持者）が579人、知的障害（療育手帳所持者）が75人、精神障害（精神障害者保健福祉手帳所持者）が70人です。平成27年（2015年）からの推移を見ると、身体障害では685人から106人減、知的障害では75人で同様の傾向で推移し、精神障害では50人から20人増と、精神障害が増加しています。

■手帳所持者数の動向■



資料：保健福祉課（各年3月末現在）

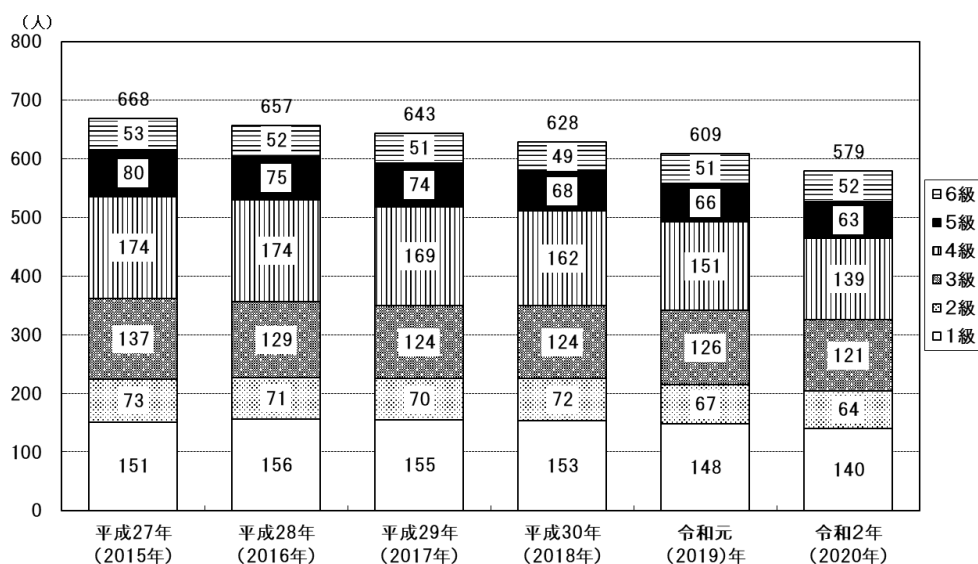


## (2) 身体障害者手帳所持者の状況

### ① 等級別

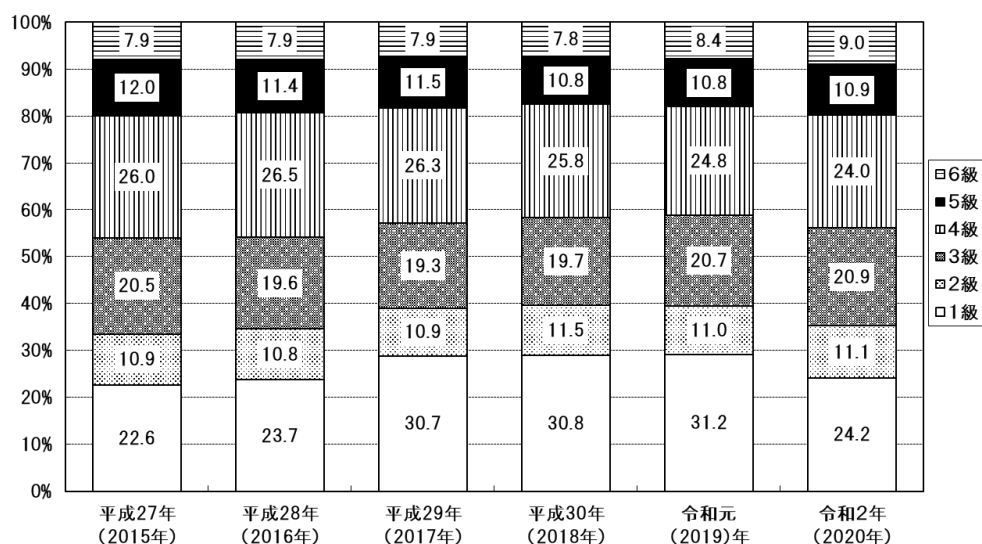
身体障害者手帳所持者の等級別構成を平成 27 年（2015 年）以降で見ると、身体障害の「1 級」、「2 級」の重度者の割合は併せて 1.8 ポイント上昇し、それぞれ「1 級」が 140 人、「2 級」が 64 人です。

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別） ■



(注)平成 27 年, 28 年は不明を除く  
資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別構成比） ■



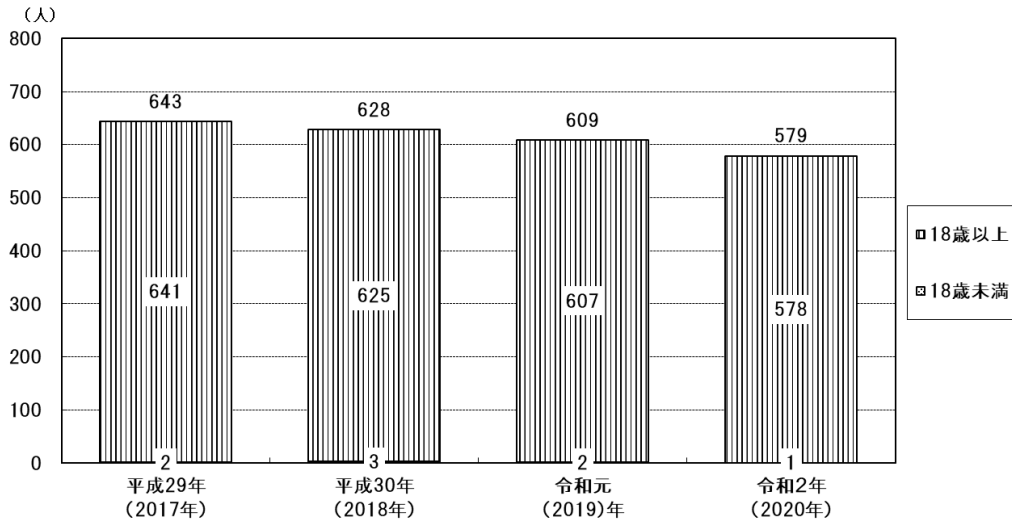
資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

## ②年齢別

年齢別にみると、令和2年（2020年）3月末現在で、18歳以上が578人となっています。

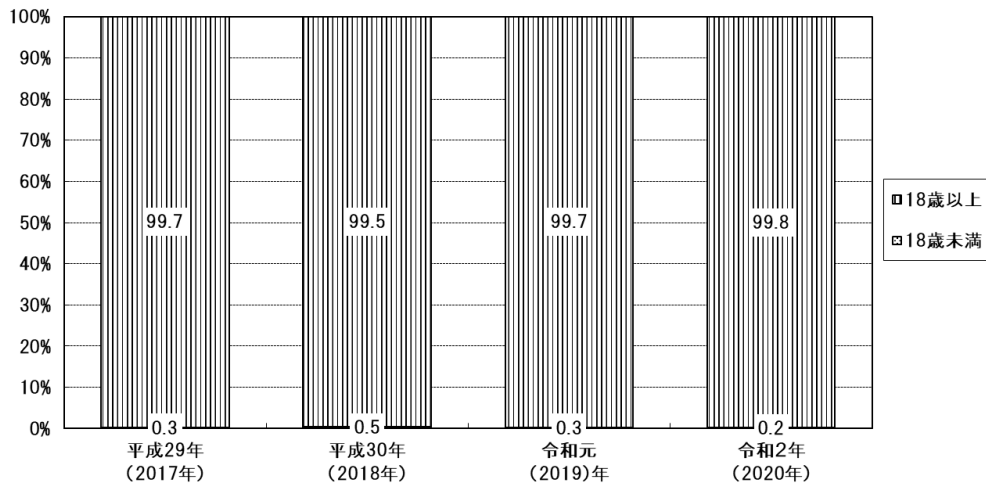
ここ4年間の推移をみると、身体障害者手帳所持者は減少傾向にあります。

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別）■



資料：保健福祉課（各年3月末現在）

■身体障害者手帳所持者数の推移（年齢別構成比）■

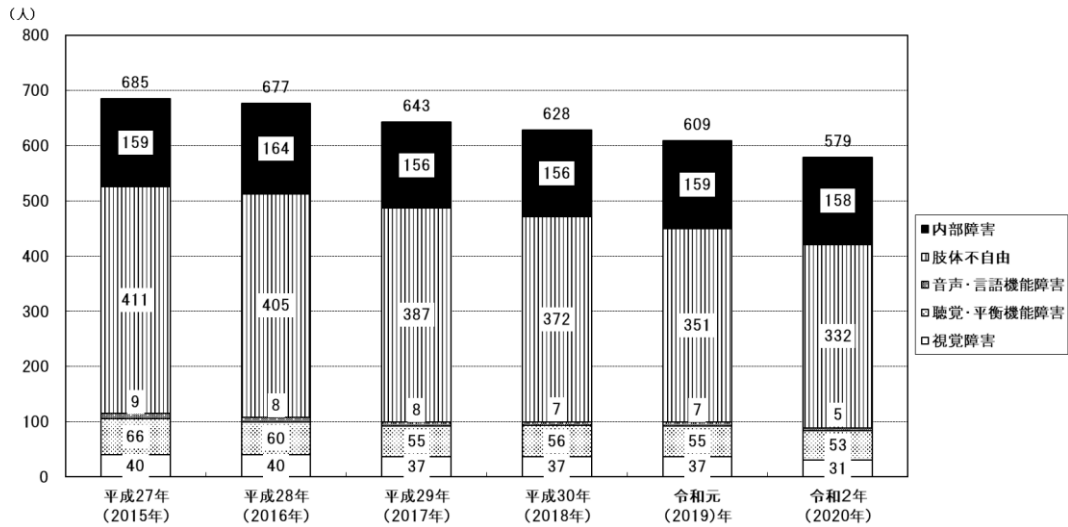


資料：保健福祉課（各年3月末現在）

### ③障害種別

種別にみると、令和2年（2020年）3月末現在で、肢体不自由が332人と最も多く、次いで内部障害が158人、聴覚・平衡機能障害が53人、視覚障害が31人、音声・言語・そしゃく機能障害が5人となっています。

■身体障害者手帳所持者数の推移（障害種別構成）■



資料：保健福祉課（各年3月末現在）

■身体障害者手帳所持者数（障害種別年齢別）■

（単位：人）

	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語、そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	合計
18歳未満	0	0	0	1	0	1
18歳以上	31	53	5	331	158	578
合計	31	53	5	332	158	579

資料：保健福祉課（令和2年3月末現在）

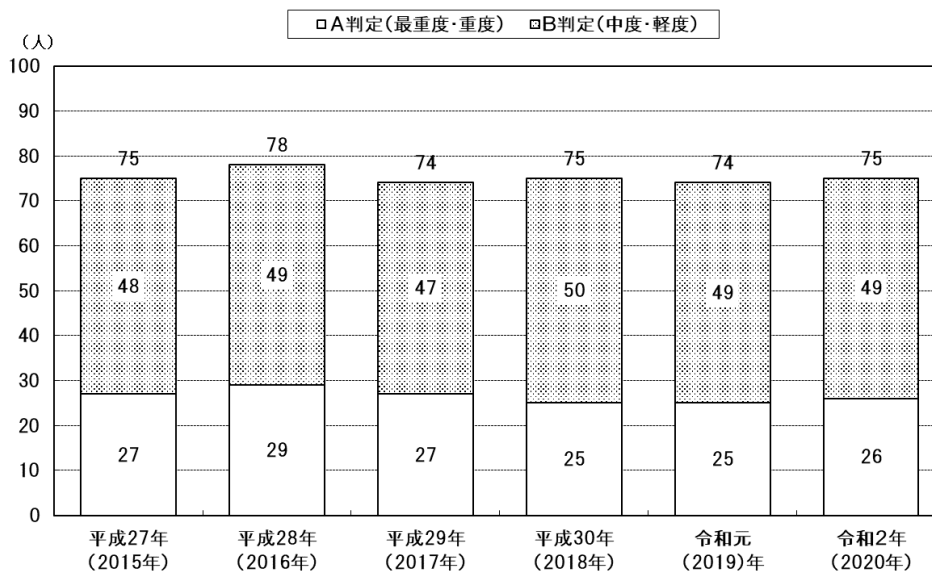
### (3) 療育手帳所持者の状況

#### ① 等級別

療育手帳所持者数は、平成 27 年（2015 年）から令和 2 年（2020 年）にかけてほぼ横ばいとなっています。令和 2 年（2020 年）3 月末現在では 75 人です。

等級別では、「B」判定が令和 2 年（2020 年）3 月末現在では、49 人、全体の 6 割強を占めています。

■療育手帳所持者数の推移（等級別）■



資料：保健福祉課（各年 3 月末現在）

#### ② 等級別年齢別

等級別年齢別では、令和 2 年（2020 年）3 月末現在では、75 人中、18 歳以上が 62 人、全体の 83%弱を占めています。

■療育手帳所持者数（等級別年齢別）■

（単位：人）

	A判定 (最重度・重度)	B判定 (中度・軽度)	合計
18歳未満	4	9	13
18歳以上	22	40	62
合計	26	49	75

資料：保健福祉課（令和 2 年 3 月末現在）

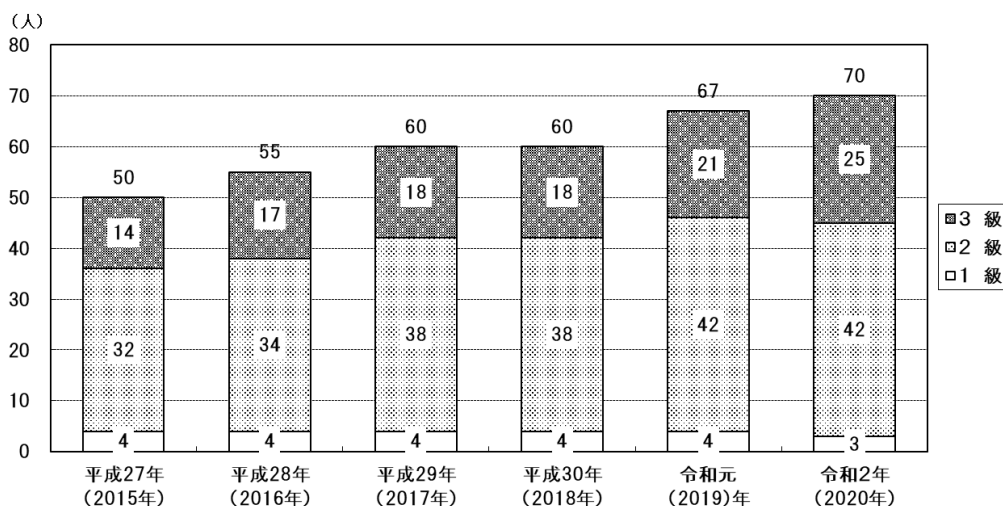
#### (4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

##### ① 等級別

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までは増加傾向にあります。令和2年(2020年)4月1日現在では70人です。

等級別では、「2級」が令和2年(2020年)4月1日現在では、42人、全体の6割を占めています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(等級別)■



資料：保健福祉課(各年3月末現在)

##### ② 等級別年齢別

等級別年齢別では、令和2年(2020年)3月末現在では、70人全員が18歳以上となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数(等級別年齢別)■

(単位：人)

	1級	2級	3級	合計
18歳未満	0	0	0	0
18歳以上	3	42	25	70
合計	3	42	25	70

資料：保健福祉課(令和2年3月末現在)

## (5) 発達に関する相談

「発達障害者支援法」において、発達障害とは「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定められています。

子どもの発達に関する相談において、令和元年度（2019年度）の相談件数は平成29年度（2017年度）の約3倍となっています。

（単位：件）

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
相談件数	37	71	84
(内)子どもの発達に関する相談	18	50	53

※平成30年度から5歳児相談をはじめしており、その事後相談者数が含まれています。

※発達に関する相談とは、発達障害だけではなく発達が気になる子どもの相談も含まれています。

資料：保健福祉課・子育て応援課

## (6) 難病患者の状況

特定医療費（指定難病）受給者証所持者は減少傾向にあり、令和2年（2020年）4月1日現在で64人となっています。

小児慢性特定疾病医療受給者証所持者は、令和2年（2020年）4月1日現在で10人でした。

（単位：人）

	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
特定疾患	72	64	64
小児慢性特定疾病	11	8	10

資料：広島県（各年4月1日現在）

## 第3章 第6期障害福祉計画

### 1. 基本的考え方

第6期障害福祉計画の基本的な考え方は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、以下のように設定します。

- ◆共生社会を実現するため、障害のある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮し、障害のある人の自立と社会参加の実現を図るため、障害福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。
- ◆障害のある人が、障害種別に関係なく、誰もが等しく、地域で障害福祉サービス等が受けられる提供体制の確保に努めます。
- ◆入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応するため、地域生活支援の拠点づくり等、安心して地域生活が送れる障害福祉サービス等の充実に努めます。
- ◆全ての人が互いに支えあい、尊重しあえる地域共生社会の実現に向け、手話に対する理解促進や手話の普及に取り組む等、意思疎通支援事業を推進します。
- ◆障害のある人の様々な障害福祉に関するニーズに対応していくため、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化や障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築に努めます。

## 2. 第5期計画の実績と評価

### (1) 障害福祉サービス

#### ①訪問系サービス

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
合計	実利用者数 (人/月)	20	21	22	18	17	18
	利用量 (時間/月)	270	280	290	423	357	349

※令和2年度実績は見込みの数値です。(以下、同様)

#### ②日中活動系サービス

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
生活介護	実利用者数 (人/月)	35	37	40	34	33	32
	利用量 (日/月)	690	695	700	650	644	641
療養介護	実利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	実利用者数 (人/月)	10	12	14	2	2	1
	利用量 (日/月)	70	80	90	13	14	8
短期入所 (医療型)	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用量 (日/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (機能訓練)	実利用者数 (人/月)	2	2	2	0	0	0
	利用量 (日/月)	10	10	10	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 (人/月)	2	2	2	1	1	0
	利用量 (日/月)	10	10	10	18	13	0
就労移行支援	実利用者数 (人/月)	2	3	3	0	0	0
	利用量 (日/月)	40	50	50	0	0	0
就労継続支援 (A型)	実利用者数 (人/月)	2	3	4	1	1	2
	利用量 (日/月)	40	60	80	23	23	42
就労継続支援 (B型)	実利用者数 (人/月)	40	42	45	39	42	41
	利用量 (日/月)	650	700	750	627	720	663
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	2	4	6	0	0	0



### ③居住系サービス

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
共同生活援助	利用量 (日/月)	22	23	24	23	25	26
施設入所支援	利用量 (日/月)	22	22	21	19	15	15
自立生活援助	利用量 (日/月)	1	2	3	0	0	0

### ④相談支援

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	16	18	20	18	29	26
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1	0	0	0

## (2) 地域生活支援事業

### ①理解促進研修・啓発事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
理解促進研 修・啓発事業	件/年	0	0	0	0	0	0

### ②自発的活動支援事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
自発的活動支 援事業	件/年	0	0	0	0	0	0

### ③相談支援事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
障害者相談支援事業	事業所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)
地域自立支援協議会	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1

※( )内は、基幹相談支援センター機能強化事業所の数。

### ④成年後見利用支援事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
成年後見利用支援事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	0	0	0
成年後見制度 法人後見 支援事業	実施の有無	有	有	有	無	無	無

### ⑤意思疎通支援事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	実利用者数 (人/年)	3	3	3	2	1	1
手話通訳者設置事業	か所	0	0	0	0	0	0

⑥日常生活用具給付等事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
介護・訓練 支援用具	件/年	1	1	1	1	0	1
自立生活支援 用具	件/年	1	1	1	5	0	2
在宅療養等支 援用具	件/年	2	2	2	3	2	0
情報・意思疎 通支援用具	件/年	5	5	5	3	6	0
排せつ管理支 援用具	件/年	330	330	330	343	291	316
住宅改修費	件/年	2	2	2	1	1	0

⑦移動支援事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
移動支援事業	実利用者数 (人/月)	12	12	12	15	10	16
	延利用時間 (時間/月)	160	160	160	73	45	103

⑧地域活動支援センター事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
地域活動支援 センター事業	か所	0	0	0	0	0	0

⑨日中一時支援事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
日中一時支援 事業	実利用者数 (人/月)	10	10	10	8	7	5

⑩自動車運転免許取得・改造費助成事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
自動車運転免 許取得・改造 費助成事業	実利用者数 (人/年)	1	1	1	1	1	0

⑪手話奉仕員養成研修事業

区 分	単 位	第5期計画(見込)			第5期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
手話奉仕員養 成研修事業	人/年	0	0	0	0	0	0

### 3. 障害福祉サービス

#### (1) 訪問系サービス

##### 【事業内容】

##### ①居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障害のある人の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

##### ②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害のある人に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

##### ③行動援護

知的障害、精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障害のある人に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。

##### ④重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

##### ⑤同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある人に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

##### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込み量を、利用量 290 時間/月、実利用者数 22 人/月としていました。令和元年度実績では、利用量 357 時間/月、実利用者数 17 人/月となり、見込量を上回っています。今後は新規利用や既利用者の高齢化により利用者については増加が見込まれることから、第6期計画では、これまでの利用実績や今後の利用者の見通しを基に算出しました。

##### 【見込量】

区分	単位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
合計	実利用者数 (人/月)	18	17	18	21	21	21
	利用量 (時間/月)	423	357	349	360	360	360

※令和2年度実績は見込みの数値です。(以下、同様)

### 【訪問系サービスの見込量確保のための方策】

○日常生活を営むことに支障がある障害のある人（児童）に対して、今後の利用意向が高い居宅介護を中心に、訪問系サービスの充実を図ります。障害の特性や町内での地域間格差等に留意し、障害福祉サービス等の質の向上や人材の育成、確保のためサービス提供事業所等と連携することに努めます。

## （２）日中活動系サービス

### ①生活介護

#### 【事業内容】

常時介護が必要である障害のある人に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動及び生産活動の機会を提供します。

#### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用量 700 日/月、実利用者数 40 人/月としていましたが、令和元年度実績では、利用量 644 日/月、実利用者数 33 人/月となり、利用量では見込量をやや下回りました。

第6期計画では、実利用者数等の実績を基に、令和3年度以降の実利用者数を見込みました。

#### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
生活介護	実利用者数 （人/月）	34	33	32	35	35	35
	利用量 （日/月）	650	644	641	676	676	676

### ②療養介護

#### 【事業内容】

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって、障害支援区分6で筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者又は重度心身障害のある人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

#### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、実利用者数2人/月としていましたが、令和元年度実績では、実利用者数2人/月となり、令和元年度の見込量と同様となっています。

第6期計画では、第5期の現利用者が引き続き利用するものと見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
療養介護	実利用者数 （人/月）	2	2	2	2	2	2

③短期入所

【事業内容】

自宅で介護する人が病気の場合等に、施設への短期間の入所を必要とする障害のある人を対象に、短期間及び夜間も含め入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用量90日/月、実利用者数14人/月としていましたが、令和元年度実績では、利用量14日/月、実利用者数2人/月となり、見込み量を下回りました。

第6期計画では、実利用者数等の実績を基に、令和3年度以降の実利用者数を見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
短期入所 （福祉型）	実利用者数 （人/月）	2	2	1	2	2	2
	利用量 （日/月）	13	14	8	14	14	14
短期入所 （医療型）	実利用者数 （人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量 （日/月）	0	0	0	0	0	0

#### ④自立訓練（機能訓練）

##### 【事業内容】

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な身体障害のある人を対象に、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。

##### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用者なしとしていましたが、令和元年度も、実績がなく、見込量と同様となりました。

第6期計画では、実利用者数等の実績を基に、令和3年度以降も利用者なしと見込みました。

##### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
自立訓練 （機能訓練）	実利用者数 （人/月）	0	0	0	0	0	0
	利用量 （日/月）	0	0	0	0	0	0

#### ⑤自立訓練（生活訓練）

##### 【事業内容】

自立した地域生活を営むことができるよう、支援が必要な知的障害、精神障害のある人を対象に、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な訓練を行います。

##### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用量10日/月、実利用者数2人/月としていましたが、令和元年度実績では、利用量13日/月、実利用者数1人/月となり、見込み量を上回っています。

第6期計画では、実利用者数等の実績を基に、令和3年度以降の実利用者数等は前期と同様に見込みました。

##### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
自立訓練 （生活訓練）	実利用者数 （人/月）	1	1	0	2	2	2
	利用量 （日/月）	18	13	0	10	10	10



## ⑥就労移行支援

### 【事業内容】

一般企業等への就労を希望し、知識及び能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用、在宅就労等が見込まれる人を対象に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練を行います。

### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用量 50 日/月、実利用者数3人/月としていましたが、令和元年度実績では、利用者なしとなり、見込み量に至りませんでした。

第6期計画では、前期見込み量に準拠し、令和3年度以降の実利用者数を見込みました。

### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
就労移行支援	実利用者数 （人/月）	0	0	0	3	3	3
	利用量 （日/月）	0	0	0	50	50	50

## ⑦就労継続支援（A型）

### 【事業内容】

一般企業等での就労が困難で、就労に必要な知識及び能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用量 80 日/月、実利用者数4人/月としていましたが、令和2年度実績見込みでは、利用量 42 日/月、実利用者数2人/月と予想されますが、見込み量に至りませんでした。

第6期計画では、令和元年度の実利用者数等の実績を基に、令和3年度以降の実利用者数、利用量を見込みました。

### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
就労継続支援 （A型）	実利用者数 （人/月）	1	1	2	1	1	1
	利用量 （日/月）	23	23	42	23	23	23

## ⑧就労継続支援（B型）

### 【事業内容】

一般企業等で雇用されることが困難な障害のある人のうち、一般企業等に雇用されていた障害のある人であってその年齢や心身の状態その他の事情により引き続き当該一般企業等に雇用されるに至らなかった者、その他の一般企業等に雇用されることが困難な者に、生産活動等の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の必要な支援を行います。

### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用量 750 日/月、実利用者数 45 人/月としていましたが、令和元年度実績では、利用量 720 日/月、実利用者数 42 人/月となり、見込み量をやや下回りました。

第6期計画では、実利用者数等の実績の推移を基に、今後の就労希望増を見込み令和3年度以降の実利用者数、利用量を見込みました。

### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
就労継続支援 （B型）	実利用者数 （人/月）	39	42	41	45	45	45
	利用量 （日/月）	627	720	663	747	747	747

## ⑨就労定着支援

### 【事業内容】

就労移行支援等を利用し一般就労へ移行した障害のある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人を対象に、生活リズムや体調の管理等に関する問題解決に向けて、職場や関係機関等との連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和元年度は実績がありませんでした。

第6期計画では、今後の利用希望を想定して、令和3年度以降は、1人の利用を見込みました。

### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
就労定着支援	実利用者数 （人/月）	0	0	0	1	1	1

### 【日中活動系サービスの見込量確保のための方策】

- 利用意向が居宅介護の次に高い短期入所については、介護者の高齢化等による必要性はもちろん、障害のある人の生活の場の確保の視点から、サービス提供事業者等と連携するとともに、ニーズに対応したサービス量の確保に努めます。
- 障害の重い人や一般就労が困難な人に、必要に応じた日中活動が提供できるようサービス提供体制の確保に努めます。
- 就労支援については、主に就労継続支援（B型）への利用増を見込み、相談支援事業所等と調整を行い、就労促進に努めます。
- 福祉施設から一般就労への移行について、ニーズに応じた事業の提供ができるよう努めます。また、企業等に対しては障害に対する理解の促進に努めます。

## （３）居住系サービス

### ①共同生活援助（グループホーム）

#### 【事業内容】

障害のある人に対して、夜間や休日等に共同生活を営む住居で、相談、入浴、又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

#### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用者数 24 人/月としていましたが、令和元年度実績では、利用者数 25 人/月となり、見込み量を上回り、かつ、令和2年度の実績見込みでは、26 人/月となったことを踏まえ、第6期計画では、利用者数等の実績の推移を基に、令和3年度以降の実利用者数を見込みました。

#### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数 (人/月)	23	25	26	26	26	26

### ②施設入所支援

#### 【事業内容】

障害のある人が施設に入所し、日中は施設障害福祉サービスを行い、夜間においては入浴、排せつ及び食事等の介護等を行います。

#### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用者数 21 人/月としていましたが、令和元年度実績では、利用者数 15 人/月となり、見込み量を下回りました。

第6期計画では、利用者数等の実績の推移に、地域への移行が進むことを背景に、令和3年度以降の実利用者数を見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
施設入所支援	実利用者数 （人/月）	19	15	15	15	15	14

③自立生活援助

【事業内容】

障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について，本人の意思を尊重した地域生活を支援するため，一定の期間にわたり，定期的な巡回訪問や随時の対応により，障害のある人の理解力，生活力等を補う観点から，適時に適切な支援を行います。

【見込量設定の考え方】

第5期計画では，令和元年度は実績がありませんでした。

第6期計画では，今後の利用希望を想定して，令和3年度以降の実利用者数を見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
自立生活援助	実利用者数 （人/月）	0	0	0	1	1	1

【居住系サービスの見込量確保のための方策】

- 施設入所支援については，居宅介護，短期入所に次いで今後の利用意向が高いことから，入所の調整に努めます。
- 施設入所支援や共同生活援助（グループホーム）から地域での生活を希望される方には，円滑な移行ができるようサービスの確保に努めます。

## (4) 相談支援

### ①計画相談支援

#### 【事業内容】

障害福祉サービス等を利用する全ての障害のある人に、サービスの支給決定や変更の前に利用計画案を作成し、定期的に見直しを行うとともに、サービス事業者等との連絡調整を行います。

#### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用者数20人/月としていましたが、令和元年度実績では、利用者数29人/月と、見込量を上回り、かつ、令和2年度の実績見込みでは、26人/月となることから、第6期計画では、第5期計画における実利用者数の推移や令和2年度の実績見込みを踏まえ令和3年度以降の実利用者数を見込みました。

#### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
計画相談支援	実利用者数 （人/月）	18	29	26	27	27	27

### ②地域相談支援

#### 【事業内容】

##### ア. 地域移行支援

障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談や支援を行います。

##### イ. 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障害のある人や地域生活が不安定な障害のある人等に対して、常時の連絡体制を確保するとともに、障害の特性により生じた緊急の事態等に相談や緊急訪問、緊急対応等の支援を行います。

#### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用者数1人/月としていましたが、令和元年度は実績がありませんでした。

第6期計画では、第5期計画における見込み量に準拠しました。

**【見込量】**

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
地域移行支援	実利用者数 （人/月）	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者数 （人/月）	0	0	0	1	1	1

**【相談支援の見込量確保のための方策】**

- 相談支援は、居宅介護、短期入所、施設入所支援と並んで今後の利用意向が高いことから、重要な施策として位置づける必要があります。そのため、相談支援事業所、サービス提供事業所と連携を強化し、課題を共有し、相談支援体制の充実やサービスの質の向上を図ります。
- 地域生活支援事業の障害者相談支援事業と併せ、包括的な相談支援体制の構築を推進します。

## 4. 地域生活支援事業

### (1) 理解促進研修・啓発事業

#### 【事業内容】

障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。

#### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では実績がないものの、暮らしやすいまちづくりのために必要な取組であることから、第6期計画においては取り組む方針です。

#### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

### (2) 自発的活動支援事業

#### 【事業内容】

障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動（ピアサポート、社会活動、ボランティア活動等）を支援します。

#### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では実績がないものの、大事な取組であることから、第6期計画においては取り組む方針です。

#### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
自発的活動支援事業	実施の有無	無	無	無	無	有	有

### (3) 相談支援事業

#### ①障害者相談支援事業

##### 【事業内容】

障がいのある人やその家族、地域住民等からの相談に応じて、福祉サービスに関する必要な情報の提供や社会資源を活用するための支援、権利擁護のための援助等を行い、自立した生活ができるよう支援を行います。

##### 【見込量設定の考え方】

障害者相談支援事業は、第5期では1か所の事業所数で見込みました。  
第6期計画は、第5期の継続としました。

##### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
障害者相談支援事業	事業所数	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)

※( )内は、基幹相談支援センター機能強化事業所の数。

#### ②地域自立支援協議会

##### 【事業内容】

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村が設置します。

障害のある人の自立した地域生活を支援するため、障害者団体、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関等がネットワークを形成し、地域の実情に応じ、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整を行うとともに、地域社会資源の開発、改善等を行います。また、委託相談支援事業者の中立性・公平性を確保するため、運営評価を行います。

##### 【見込量設定の考え方】

地域自立支援協議会は、第5期では1か所を見込みました。  
第6期計画は、第5期の継続としました。

##### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
地域自立支援協議会	実施か所数 (か所)	1	1	1	1	1	1



#### (4) 成年後見利用支援事業

##### 【事業内容】

##### ①成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、申し立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。

##### ②成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用を含めた法人後見の活動を支援します。

##### 【見込量設定の考え方】

成年後見制度利用支援事業は、第5期計画の見込みは1件を想定していましたが、実績がありませんでした。第6期計画では、今後の利用増を想定して、第5期計画における見込み量に準拠しました。法人は令和5年度までに実施すると見込みました。

##### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
成年後見制度利用支援事業	件/年	0	0	0	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	有

#### (5) 意思疎通支援事業

##### 【事業内容】

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う人の派遣等を行います。

##### 【見込量設定の考え方】

手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、第5期計画では、令和2年度の見込量を、利用者数3人/年としていましたが、令和元年度実績では、1人/年と見込量を下回っており、令和2年度実績見込みも1人/年となっていることから、第6期計画も令和3年度以降も同様に見込みました。

手話通訳者設置事業については、「広島県ろうあ連盟」に依頼し、手話通訳者の派遣を受けているので、町においては設置を見込んでいません。

【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	実利用者数 （人/年）	2	1	1	1	1	1
手話通訳者設 置事業	か所	0	0	0	0	0	0

## (6) 日常生活用具給付等事業

### 【事業内容】

重度障害のある人（児）が自立した日常生活を送るために、必要な用具を給付します。

### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具及び情報・意思疎通支援用具を除く事業は見込み量に至っていません。

第6期計画では、今後の需要を見込んで、第5期の見込値に準拠して見込みました。

### 【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
介護・訓練支援用具	件/年	1	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	5	0	2	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	3	2	0	2	2	2
情報・意思疎通支援用具	件/年	3	6	0	5	5	5
排せつ管理支援用具	件/年	343	291	316	340	340	340
住宅改修費	件/年	1	1	0	2	2	2

## (7) 移動支援事業

### 【事業内容】

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加を目的とする外出の際の支援を行います。

### 【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、実利用者数12人/月としていましたが、令和元年度実績では10人/月となり、見込量には至っていませんが、令和2年度は16人と増加しています。

第6期計画では、実利用者数については第5期計画の平均並み、延利用時間は平成30年度と令和元年度を勘案して見込量を設定しました。

【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
移動支援事業	実利用者数 （人/月）	15	10	16	12	12	12
	延利用時間 （時間/月）	73	45	103	54	54	54

（8）地域活動支援センター事業

【事業内容】

創作的活動や生産活動の機会を提供することで社会との交流を深め、地域生活支援の促進を図ります。

【見込量設定の考え方】

第5期と同様、第6期も設置を見込んでいませんが、今後、設置に向けて検討することに努めます。

【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
地域活動支援 センター事業	か所	0	0	0	0	0	0

（9）日中一時支援事業

【事業内容】

一時的に見守り等の支援が必要な障害のある人に対して、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を行うことで、その家族の就労及び一時的な休息を支援します。

【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、実利用者数10人/月としていましたが、令和元年度実績では、実利用者数7人/月、令和2年度実績見込みで5人/月となり、見込み量を下回っています。

第6期計画では、第5期の利用実績の平均に準拠して見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
日 中 一 時 支 援 事 業	実利用者数 （人/月）	8	7	5	7	7	7
	延べ日数 （日/月）				36	36	36

（10）自動車免許取得・改造費助成事業

【事業内容】

身体障害のある人の自立と社会参加を図ることを目的として、身体障害のある人自らが所有し運転する自動車の操行装置等の改造費や免許取得のための費用の一部を助成します。

【見込量設定の考え方】

第5期計画では、令和2年度の見込量を、実利用者数1人/年としていましたが、令和元年度実績でも、実利用者数1人/年となり、見込量と同様になりました。

第6期計画では、第5期計画の利用実績を考慮し見込みました。

【見込量】

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
自動車免許取得・改造費助成事業	実利用者数 （人/年）	1	1	0	1	1	1

（11）手話奉仕員養成研修事業

【事業内容】

聴覚障害のある人等との交流活動の促進、実施主体の広報活動の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成、研修します。

【見込量設定の考え方】

第5期計画では見込んでいませんでしたが、第6期計画では、研修修了者を見込みました。

**【見込量】**

区 分	単 位	第5期計画（実績）			第6期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
手話奉仕員養成研修事業	人/年	0	0	0	0	1	1

**【地域生活支援事業の見込量確保のための方策】**

- 福祉サービス利用援助等の支援，関係機関との連絡調整等，今後も関係機関等との連携を図りながら相談支援体制の充実・強化に努めます。
- 成年後見制度の活用は法人後見支援も含め今後重要となることから，権利擁護の充実に努めます。
- 聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障害により意思疎通を図ることに支障がある人に対して，日常生活の利便性を向上させることで障害のある人の外出支援や手話通訳者・要約筆記者等の派遣の充実に努めます。
- 日常生活上の便宜を図るため，障害のある人に日常生活用具等の適切な給付を行い，障害の程度等に応じ円滑な給付に努めます。
- 障害の特性やライフステージに応じた移動支援へのニーズを把握し，利用の促進を図られるように努めます。
- 日中一時支援について，障害のある人の日中における活動の場の確保とともに介護している家族の負担軽減や家族の就労支援を図るため，利用の体制確保に努めます。
- 周知について，町広報紙や町ホームページ等により情報発信に努めます。

## 5. その他の計画

### (1) 発達障害者等に対する支援【新規】

発達障害のある人等に対する支援については、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の支援体制の確保を踏まえ、既存の教室等事業を活用してニーズ調査を行い、実施に向けた検討に努めます。

### (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築【新規】

精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置を前提として、以下の項目について、必要量を見込みました。※自立生活援助の利用者数については、令和5年度までに見込んでいませんが、支援ができる体制の確保に努めます。

活動指標	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置				
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療（精神科及び精神科以外の医療機関別）、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	人/年	10	10	10
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1
精神障害者における障害福祉サービス種別の利用者数				
地域移行支援の利用者数	人/月	0	0	1
地域定着支援の利用者数	人/月	0	0	1
共同生活援助の利用者数	人/月	1	1	1
自立生活援助の利用者数	人/月	0	0	0

なお、令和5年度末の精神科病院長期入院患者の地域移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）については、県が算定した2人と見込みます。

### (3) 相談支援体制の充実・強化のための取組【新規】

相談支援体制の充実・強化等については、以下の項目について、地域の相談支援事業者等と連携し、充実・強化のための取組を進めていきます。

活動指標	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
総合的・専門的な相談支援				
障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施の有無	有無	有	有	有
地域の相談支援体制の強化				
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件/年	2	2	2
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件/年	1	2	2
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	回/年	1	2	2

### (4) 障害福祉サービス等の質の向上【新規】

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築については、以下の項目について、成果目標(5)の活動指標として必要量を見込みました。

活動指標	単位	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町職員の参加人数	人/年	1	1	1
障害者自立支援審査支払システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びその実施回数	有無	有	有	有
	回/年	1	1	1



## 6. 令和5（2023）年度に向けた成果目標

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について  
令和5年度末時点で、令和元年度の施設入所者数の6%以上を地域生活に移行することを基本とする。
- 施設入所者数の削減に関する目標について  
令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (施設入所者数)	15人	令和元年度末時点の施設入所者数(継続入所者を減じた数)
目標年度入所者数	14人	令和5年度末時点の施設入所者数(継続入所者を減じた数)
目標値 (地域生活移行者数)	1人	基準値のうち、令和5年度末までに施設入所から地域移行した者の数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針を勘案しつつ、県実績値に沿って設定。
	6.7%	
目標値 (削減見込み数)	1人	令和2年度から令和5年度まで(4年間)の施設入所者の削減人数。割合については、目標値を基準値で除した値。国の基本指針に沿って設定。
	6.7%	

### （2）地域生活支援拠点が有する機能の充実

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上確保することを基本とする。
- 地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
地域生活支援拠点等の確保	1か所	地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

項目	数値	設定の考え方
年1回以上運用状況を検証及び検討【新規】	年1回	地域生活支援拠点機能の充実を図るため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを目標とします。

### (3) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ①福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

- [目標値設定に関する国の基本指針]
- 令和5年度における福祉施設利用者からの一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
  - 就労移行支援事業，就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定める。【新規】
    - ・就労移行支援事業・・・令和元年度実績の1.30倍以上とする。
    - ・就労継続支援A型事業・・・令和元年度実績の1.26倍以上とする。
    - ・就労継続支援B型事業・・・令和元年度実績の1.23倍以上とする。

項 目	数 値	設定の考え方
基準値 (一般就労移行者数)	1人	令和元年度の就労移行支援事業等(生活介護，自立訓練，就労移行支援及び就労継続支援(A型・B型)を行う事業)を通じた一般就労への移行者数
	0人	うち令和元年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
	0人	うち令和元年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
	1人	うち令和元年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	2人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数。倍数については，基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	2.0倍	
うち就労移行支援事業【新規】	1人	令和5年度における就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については，基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	-	
うち就労継続支援A型事業【新規】	0人	令和5年度における就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については，基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	-	
うち就労継続支援B型事業【新規】	1人	令和5年度における就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数。倍数については，基準値との比較。国の基本指針に沿って設定。
	1.0倍	

## ②職場定着率の増加

### ア. 就労定着支援事業の利用者数【新規】

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (一般就労移行者数)	2人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数
目標値 (就労定着支援事業利用者数)	1人	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、就労定着支援事業の利用者数。割合については、基準値との比較。国の基本指針を勘案しつつ、本町の現状に沿って設定。
	50%	

### イ. 就労定着支援事業の就労定着率【新規】

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (就労定着支援事業所数)	0事業所	令和5年度末における就労定着支援事業所数 (町内に就労定着支援事業所は現在ありません。)
目標値 (就労定着支援事業所数)	0事業所	令和5年度末までには、目標値を見込めません。
	-	

## (4) 相談支援体制の充実・強化等【新規】

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

項目	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等	相談支援事業所と連携し、相談支援体制の充実、強化等をする体制を確保することを目標とします。

**(5) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】**

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

項 目	設定の考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	町では県等が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への積極的な参加するよう取り組みます。また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の分析，その結果の活用，事業所，関係自治体と共有する体制の構築を目標とします。

## 第4章 第2期障害児福祉計画

### 1. 基本的考え方

第2期障害児福祉計画の基本的な考え方は、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、以下のように設定します。

- ◆障害のある児童の支援を行うにあたっては、障害のある児童本人の最善の利益を考慮しながら、障害のある児童の健やかな育成を支援します。
- ◆障害のある児童及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるように、障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。
- ◆障害のある児童のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆障害のある児童が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害のあるなしにかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- ◆医療的ケア児が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制を構築します。

## 2. 第5期計画の実績と評価

区 分	単 位	第1期計画(見込)			第1期計画(実績)		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
児童発達支援 (福祉型)	実利用者数 (人/月)	3	3	3	2	2	2
	利用量 (人日/月)	10	10	10	16	15	23
児童発達支援 (医療型)	実利用者数 (人/月)	1	1	1	0	0	0
	利用量 (人日/月)	1	1	1	0	0	0
放課後等デイ サービス	実利用者数 (人/月)	5	5	5	6	7	9
	利用量 (人日/月)	35	35	35	37	53	76
保育所等訪問 支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1	0	0	0
	利用量 (人日/月)	1	1	1	0	0	0
居宅訪問型児 童発達支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1	0	0	0
	利用量 (人日/月)	1	1	1	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	2	2	2	1	2	4
医療的ケア児コ ーディネーター	人	1	1	1	0	0	1

※令和2年度実績は見込みの数値です。(以下、同様)

### 3. 障害児支援

#### (1) 児童発達支援（福祉型）

##### 【事業内容】

乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。

##### 【見込量設定の考え方】

第1期計画では、令和2年度の実利用者数を3人/月としていましたが、令和元年度実績では、2人日/月となり、実績が見込量を下回っていますが、第2期計画では、今後のサービス需要増を想定して第1期以上を見込みました。

利用量についても、第1期の実績の推移をみて、第1期以上を見込みました。

##### 【見込量】

区 分	単 位	第1期計画（実績）			第2期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
児童発達支援 （福祉型）	実利用者数 （人/月）	2	2	2	4	4	4
	利用量 （人日/月）	16	15	23	31	31	31

※令和2年度実績は見込みの数値です。（以下、同様）

#### (2) 児童発達支援（医療型）

##### 【事業内容】

肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能の障害）のある未就学の児童に対して、児童発達支援と併せて治療を行います。

##### 【見込量設定の考え方】

第1期計画では、実績はありませんが、第2期計画では、医療型児童発達支援の利用が見込まれる量を参考に、見込み量を設定しました。

##### 【見込量】

区 分	単 位	第1期計画（実績）			第2期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
児童発達支援 （医療型）	実利用者数 （人/月）	0	0	0	1	1	1
	利用量 （人日/月）	0	0	0	1	1	1

### (3) 放課後等デイサービス

#### 【事業内容】

学校に就学し、授業の終了後及び休業日に支援が必要と認められた児童に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進等の支援を行います。

#### 【見込量設定の考え方】

第1期計画では、令和2年度の見込量を、実利用者数5人/月としていましたが、令和元年度実績では、実利用者数7人/月となり、実績が見込量を上回りました。

第2期計画では、実利用者数は第1期計画の実績を基に見込み、利用量については、第1期計画の実績の伸びを踏まえて見込みました。

#### 【見込量】

区 分	単 位	第1期計画（実績）			第2期計画（見込）		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
放課後等デ イサービス	実利用者数 (人/月)	6	7	9	10	10	10
	利用量 (人日/月)	37	53	76	80	80	80

### (4) 保育所等訪問支援

#### 【事業内容】

専門的な支援が必要と認められる児童が利用している保育所等を児童指導員や保育士等が訪問して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

#### 【見込量設定の考え方】

第1期計画では、令和2年度の見込量を、実利用者数1人/月としていましたが、令和元年度実績では、実利用者数はいませんでした。

第2期計画では、今後の保育ニーズを受けた需要増を想定して、第1期同様、1人の実利用者数と利用量を見込みました。

#### 【見込量】

区 分	単 位	第1期計画（実績）			第2期計画（見込）		
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
保育所等 訪問支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
	利用量 (人日/月)	0	0	0	1	1	1



## (5) 居宅訪問型児童発達支援

### 【事業内容】

重度の障害のために外出が著しく困難な障害のある児童に対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練等を行います。

### 【見込量設定の考え方】

第1期計画では、令和2年度の見込量を、実利用者数1人/月としていましたが、令和元年度実績では、実利用者数はいませんでした。

第2期計画では、利用増を想定して、第1期同様、1人の実利用者数と利用量を見込みました。

### 【見込量】

区 分	単 位	第1期計画（実績）			第2期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
居宅訪問 型児童発 達支援	実利用者数 （人/月）	0	0	0	1	1	1
	利用量 （人日/月）	0	0	0	1	1	1

## (6) 障害児相談支援

### 【事業内容】

障害児通所支援を利用しようとする支援が必要と認められた児童の心身の状況、家庭環境、保護者の意向等を総合的に勘案し、サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し、必要な支援を行います。

### 【見込量設定の考え方】

令和2年度の実績見込量4人/月は、第1期計画の見込量2人/月を上回っていることから、第2期計画では、令和2年度の実績見込量4人/月を見込みました。

### 【見込量】

区 分	単 位	第1期計画（実績）			第2期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
障害児相談支援	人/月	1	2	4	4	4	4

## (7) 医療的ケア児コーディネーター

### 【事業内容】

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築のため、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を行います。

### 【見込量設定の考え方】

第1期計画の令和2年度の見込量とおり、1人のコーディネーターを配置しており、第2期計画でも継続して見込みました。

### 【見込量】

区分	単位	第1期計画（実績）			第2期計画（見込）		
		平成30年度 （2018年度）	令和元年度 （2019年度）	令和2年度 （2020年度）	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
医療的ケア児 コーディネーター	人	0	0	1	1	1	1

### 【障害児支援の見込量確保のための方策】

- 個々の障害の状態や発達の過程・特性に応じた発達支援を通して早期療育を図ります。また子どもの発達の基盤となる家族への支援に努めます。
- 学齢期の子どもの健全な育成を図るため、支援が必要な児童について、放課後デイサービスが必要な時に利用できるよう、関連事業者との連携を図ります。
- 保育所等における障害のある児童の受入れを支援するため、関連事業所等との連携を図ります。また地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。
- 障害児相談支援等を通して、関連事業者等関係機関のネットワークを活用し、障害のある児童に関する課題把握や改善の検討を行います。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健、医療、福祉等の関係機関の連携及びコーディネーターの継続的な配置に努めます。

## 4. 第2期計画（その他）

### (1) 子ども・子育て支援等の障害のある児童受入人数

子ども・子育て支援等の障害のある児童受入人数については、以下の項目について、必要量を見込みました。

種類	単位	令和3年度 （2021年度）	令和4年度 （2022年度）	令和5年度 （2023年度）
保育所	人	4	4	4
認定こども園	人	-	-	-
放課後児童健全育成事業	人	6	6	6

## 5. 令和5（2023）年度に向けた成果目標

### （1）障害児支援の提供体制の整備等

[目標値設定に関する国の基本指針]

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
- 令和5年度末までに、児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを基本とする。
- 令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

項目	数値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1か所	町内に1か所もしくは圏域で1か所の設置に努めます。
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	可	保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に努めます。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	圏域に1か所の確保に努めます。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所	圏域に1か所の確保に努めます。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	可	関係課、関係機関等と連携し、協議の場を設け、継続することに努めます。
医療的ケア児に関するコーディネーターの配置【新規】	可	医療的ケア児に関するコーディネーターの配置ができるよう努めます。

## 第5章 計画の推進・評価体制

### 1. 計画の推進体制

国・県等と情報共有や人材育成等の連携を強めることにより、障害福祉サービス、地域生活支援事業、障害児通所支援等の持続可能なサービス提供体制の充実を図るとともに、本町担当課を中心に、地域住民，社会福祉協議会，サービス提供事業所，教育施設，民間企業等との連携を深め，総合的かつ横断的に施策・事業に取り組みます。

本庁内においても，福祉・保健・医療・教育・就労・生活環境等多くの分野にまたがる関係課の連携を通して，計画を推進します。

### 2. 計画の評価体制

本計画に掲げる施策及び事業を着実に推進し，障害者福祉の向上を図るため，PDCAサイクルに基づき，計画の進行管理を行い，神石高原町地域自立支援協議会において，各年度における達成状況の点検及び評価を行い，必要があると認めるときは見直しを実施します。

## 参考資料

### 1. 神石高原町地域自立支援協議会設置要綱

平成24年4月1日

告示第73号

改正 令和元年12月28日告示第104号

令和2年3月31日告示第111号

(設置)

第1条 相談支援事業の適切な運営及び地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として、神石高原町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議、検討等を行うものとする。

- (1) 委託相談支援事業者の運営評価等に関する事。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整に関する事。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築に向けた協議に関する事。
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事。
- (5) 障害福祉計画の目標達成に向けたフォロー及び検討に関する事。
- (6) 神石高原町障害者プランの策定及び点検に関する事。
- (7) 神石高原町障害福祉計画の策定及び変更に関し意見を述べる事。
- (8) 障害者差別解消法に関する意見及び不服申し立てに関する事。
- (9) その他相談支援に関する事。

(組織)

第3条 協議会の委員は13名以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 障害者関係団体の代表者
- (2) 民生児童委員の代表者
- (3) 社会福祉協議会の代表者
- (4) 公共職業安定所の代表者
- (5) 相談支援事業所の代表者
- (6) 福祉関係事業所の代表者
- (7) その他町長が認めた者

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 協議会の委員の任期は、2年とする。

2 任期内に委員の交代があった場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の事務局は、保健福祉課に置く。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年12月28日告示第104号)

この告示は、令和2年1月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日告示第111号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

## 2. 神石高原町地域自立支援協議会委員名簿

### 3. 住民アンケート調査結果の概要

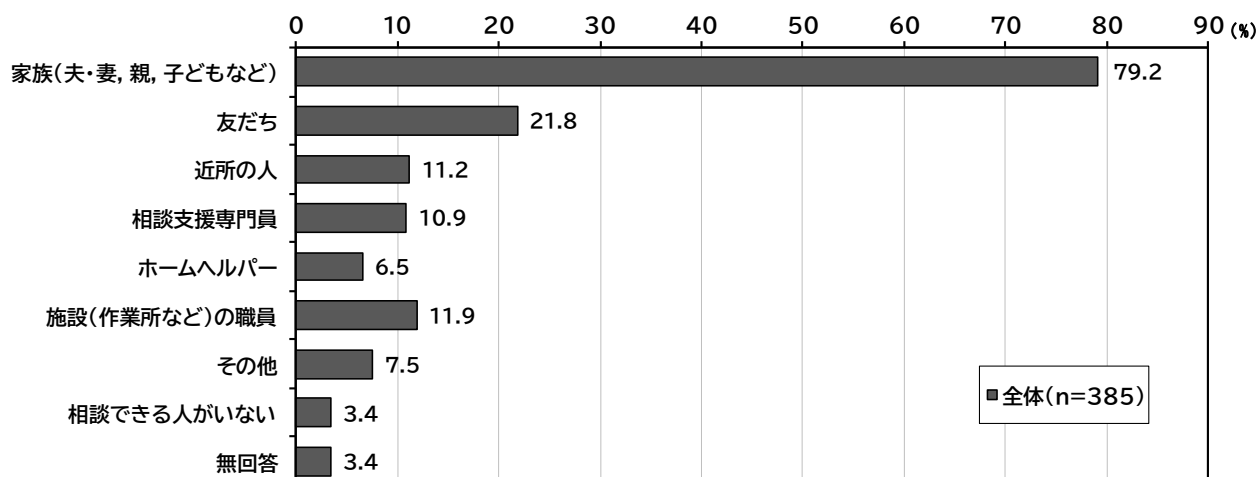
#### (1) 障害者手帳所持者への調査

##### ①相談相手

自分の考えていることや希望を気軽に話せる人としては、「家族（夫・妻，親，子どもなど）」が圧倒的に多くなっています。

・家族（夫・妻，親，子どもなど）	79.2%
・友だち	21.8%
・施設（作業所など）の職員	11.9%
・近所の人	11.2%
・相談支援専門員	10.9%

問 あなたが、自分の考えていることや希望を気軽に話せる人は誰ですか。（3つまでに○）



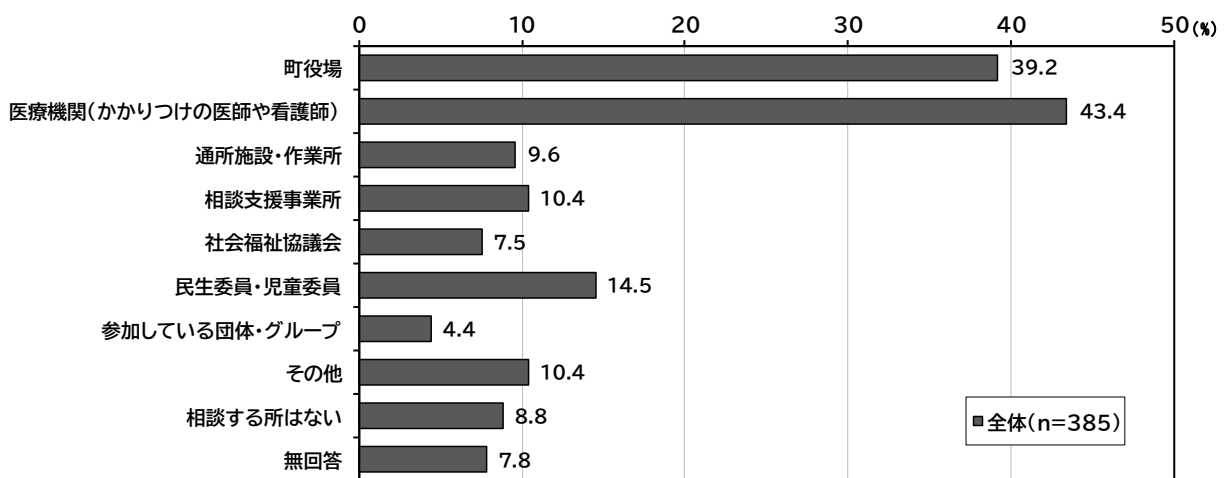


②日常生活のことや福祉サービスについて相談する所

日常生活のことや福祉サービスについて相談する所としては、「医療機関（かかりつけの医師や看護師）」と「町役場」が多くなっています。

- ・医療機関（かかりつけの医師や看護師） ..... 43.4%
- ・町役場 ..... 39.2%
- ・民生委員・児童委員 ..... 14.5%
- ・相談支援事業所 ..... 10.4%

問 あなたが、ご自分の日常生活のことや福祉サービスについて相談する所はどこですか。（3つまでに○）

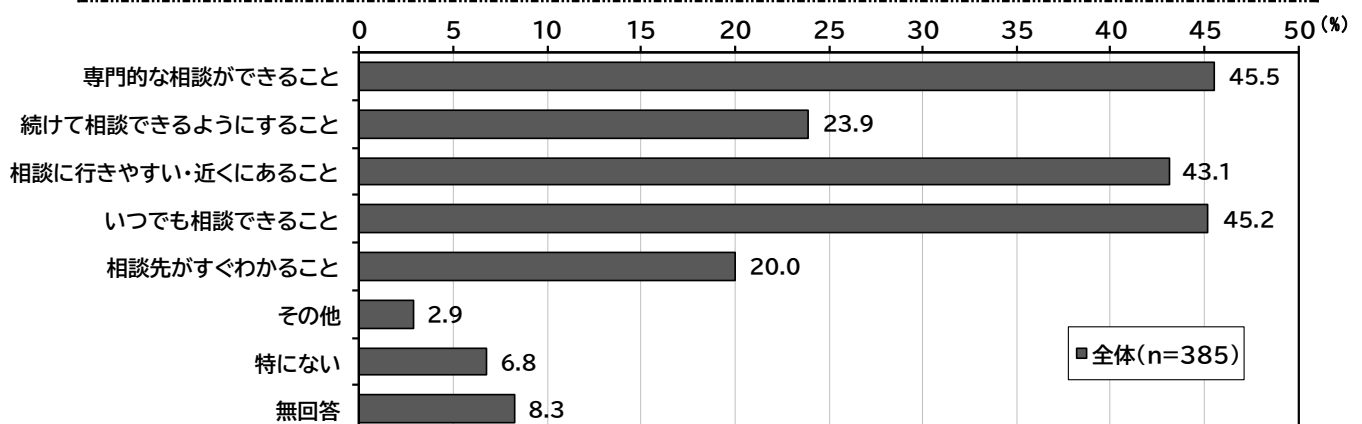


③障害に関する相談窓口に必要なこと

障害に関する相談窓口に必要なこととしては、「専門的な相談ができること」、「いつでも相談できること」、「相談に行きやすい・近くにあること」の3つが多くなっています。

- ・専門的な相談ができること ..... 45.5%
- ・いつでも相談できること ..... 45.2%
- ・相談に行きやすい・近くにあること ..... 43.1%

問 障害に関する相談窓口については、どのようなことが大事だと思いますか。（3つまでに○）

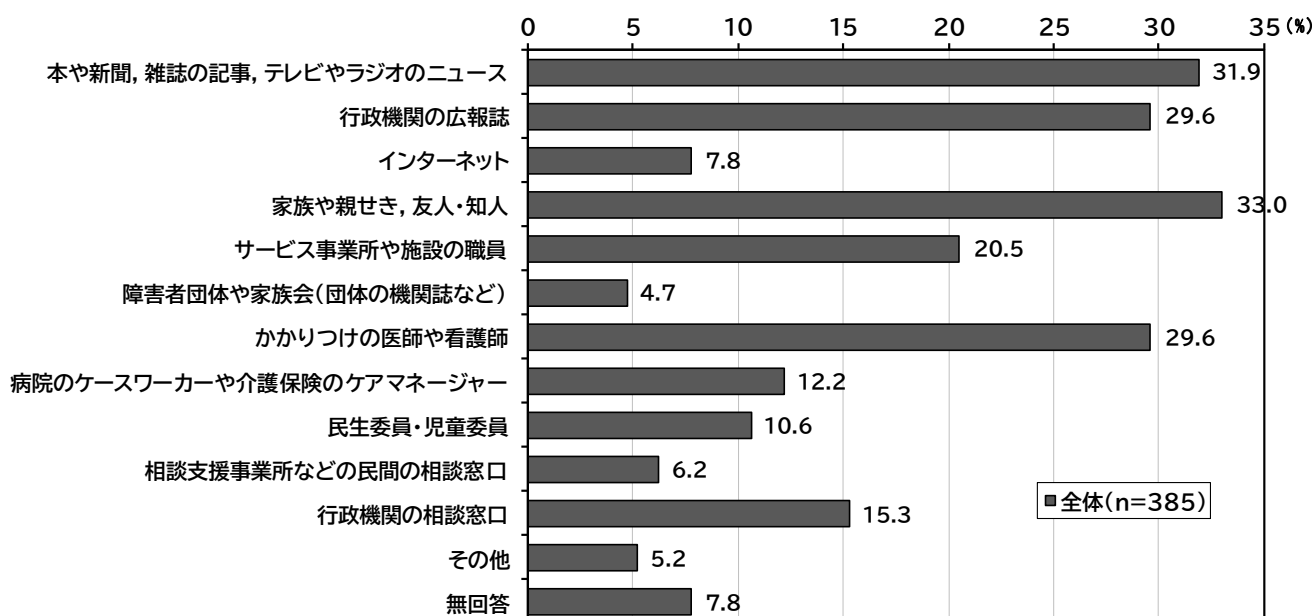


#### ④障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先

障害のことや福祉サービスなどに関する情報の入手先としては、「家族や親せき，友人・知人」や「本や新聞，雑誌の記事，テレビやラジオのニュース」の2つが30%を超えています。

・家族や親せき，友人・知人	33.0%
・本や新聞，雑誌の記事，テレビやラジオのニュース	31.9%
・行政機関の広報誌	29.6%
・かかりつけの医師や看護師	29.6%
・サービス事業所や施設の職員	20.5%

問 あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を，どこから知ることが多いですか。（あてはまるものすべてに○）

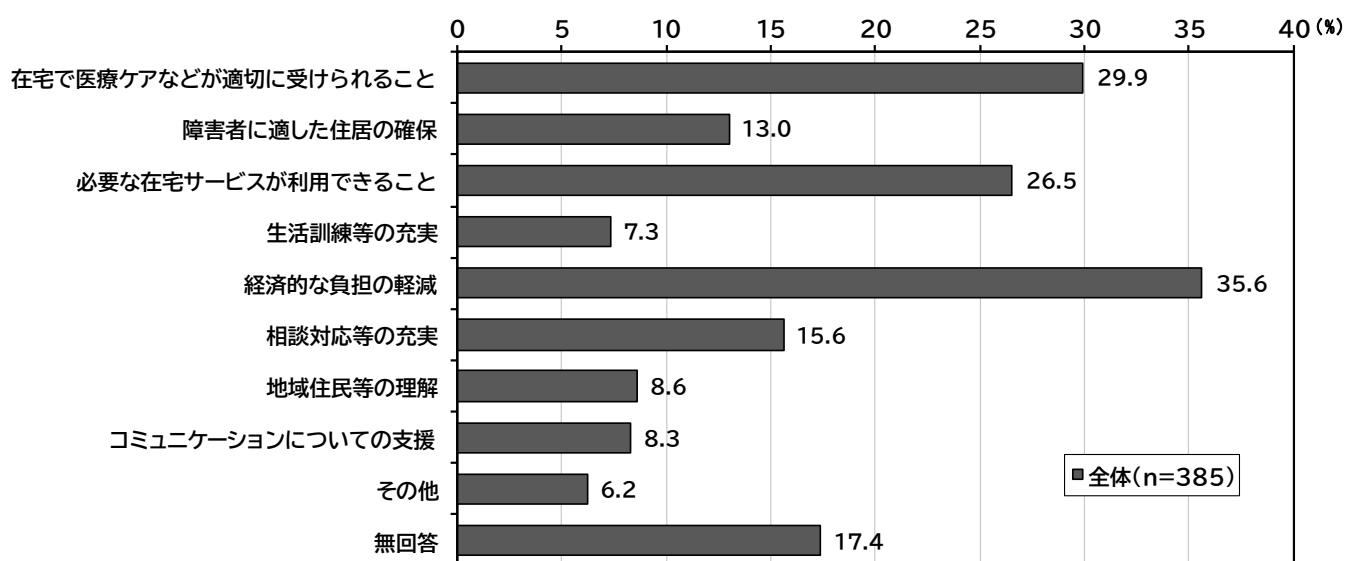


⑤現在の住まいで生活するために必要な支援

今の居住場所で生活するために必要な支援としては、「経済的な負担の軽減」を筆頭に、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、「必要な在宅サービスが利用できること」が多くなっています。

- ・経済的な負担の軽減 …………… 35.6%
- ・在宅で医療ケアなどが適切に受けられること …………… 29.9%
- ・必要な在宅サービスが利用できること …………… 26.5%

問 あなたが今のお住まいで生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。(3つまでに○)

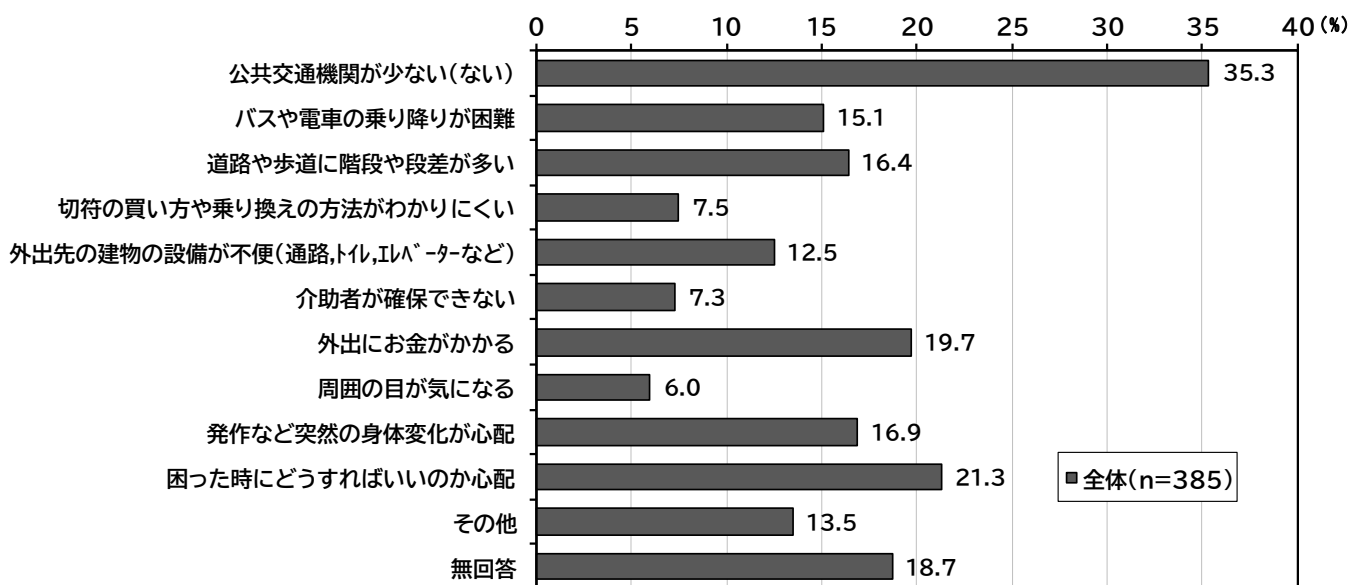


⑥外出する時に困ることや心配なこと

外出する時に、困ることや心配なこととしては、「公共交通機関が少ない(ない)」が最も多く、次いで「困った時にどうすればいいのか心配」、「外出にお金がかかる」となっています。

- ・公共交通機関が少ない(ない) ..... 35.3%
- ・困った時にどうすればいいのか心配 ..... 21.3%
- ・外出にお金がかかる ..... 19.7%
- ・発作など突然の身体変化が心配 ..... 16.9%
- ・道路や歩道に階段や段差が多い ..... 16.4%

問 あなたが外出する時に、困ることや心配は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

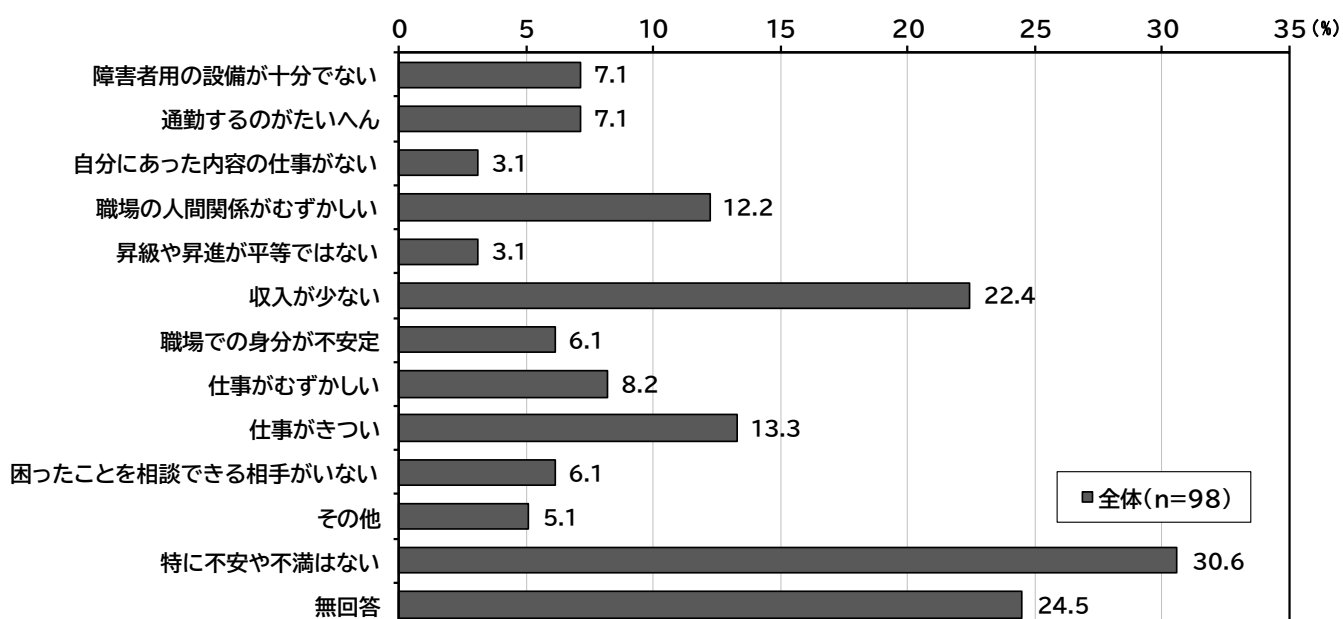


⑦仕事をするうえでの不安や不満

仕事をするうえで不安や不満を感じることは、「特に不安や不満はない」が30.6%と多くなっていますが、最も大きい不安や不満は「収入が少ない」となっています。

・収入が少ない	22.4%
・仕事がきつい	13.3%
職場の人間関係がむずかしい	12.2%
・特に不安や不満はない	30.6%

問 あなたが仕事をするうえで不安や不満を感じることはありますか。(あてはまるものすべてに○)。

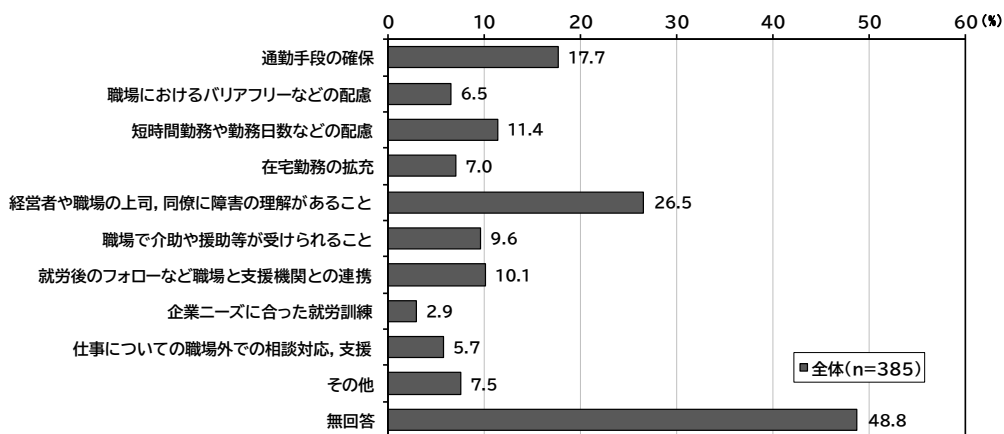


⑧障害者の就労支援に必要なこと

障害者の就労支援として必要なこととしては、「経営者や職場の上司，同僚に障害の理解があること」が最も多くなっています。

- ・経営者や職場の上司，同僚に障害の理解があること ..... 26.5%
- ・通勤手段の確保 ..... 17.7%
- ・短時間勤務や勤務日数などの配慮 ..... 11.4%
- ・就労後のフォローなど職場と支援機関との連携 ..... 10.1%

問 あなたは，障害者の就労支援として，どのようなことが必要だと思いますか。（3つまでに○）

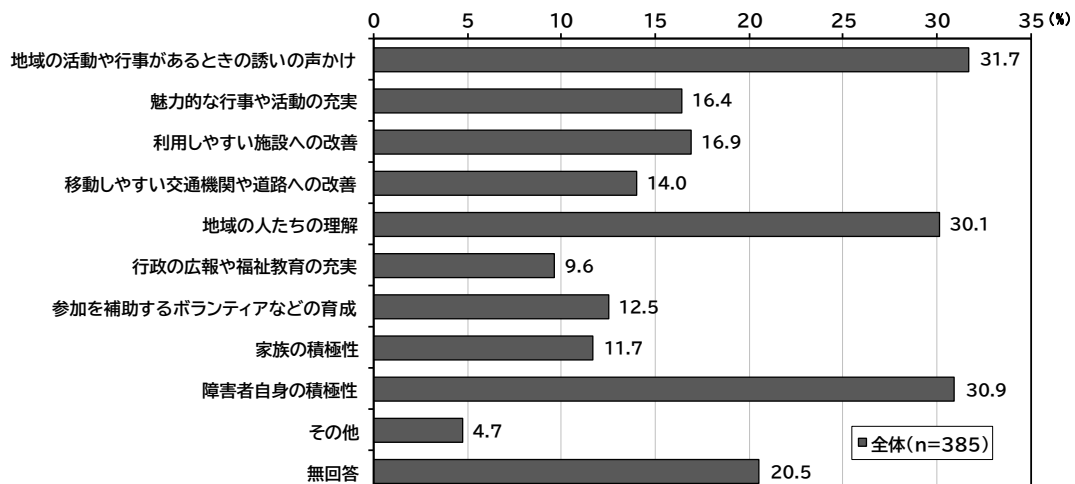


⑨障害者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこと

障害者が地域や社会に積極的に参加していくために大切なこととしては、「地域の活動や行事があるときの誘いの声かけ」，「障害者自身の積極性」，「地域の人たちの理解」の3つが多くなっています。

- ・地域の活動や行事があるときの誘いの声かけ ..... 31.7%
- ・障害者自身の積極性 ..... 30.9%
- ・地域の人たちの理解 ..... 30.1%

問 障害者が地域や社会に積極的に参加していくためには，どのようなことが大切だと考えますか。（3つまでに○）

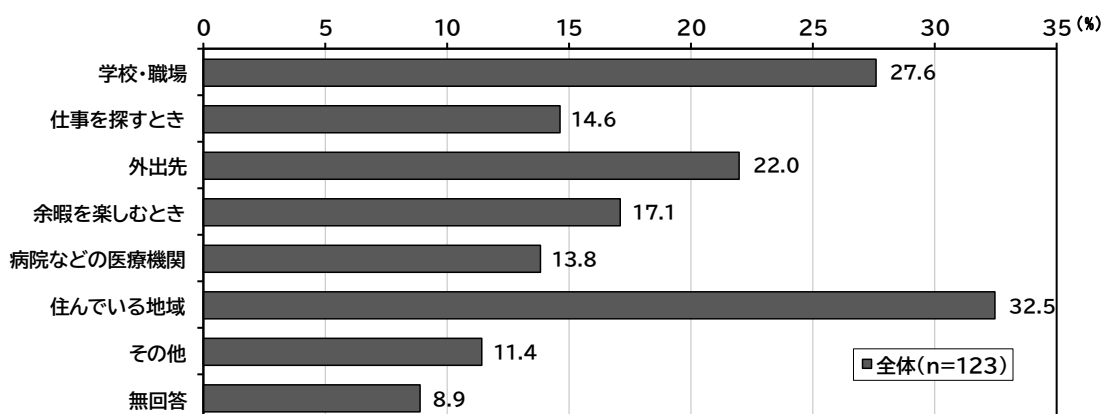


⑩差別されたことや嫌な思いについて

差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのあった場所や差別，嫌な思いの内容としては「住んでいる地域」をはじめとして，「学校・職場」，「外出先」が多くなっています。

・住んでいる地域	32.5%
・学校・職場	27.6%
・外出先	22.0%

問 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。（3つまでに○）

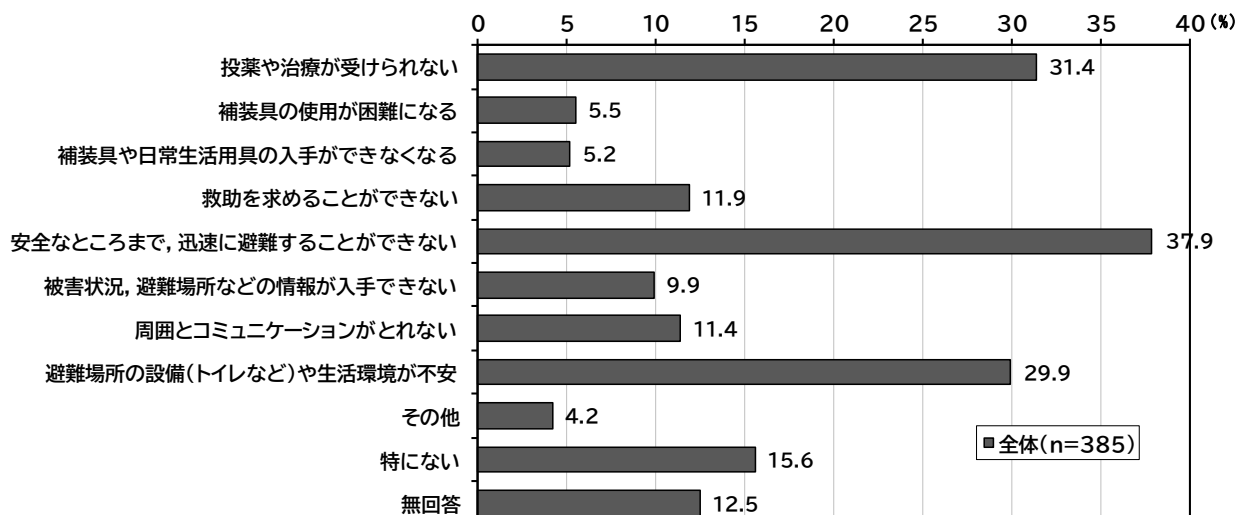


⑪災害時に困ること

火事や地震などの災害時に困ることとしては，「安全なところまで，迅速に避難することができない」や「投薬や治療が受けられない」，「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」が多くなっています。

・安全なところまで，迅速に避難することができない	37.9%
・投薬や治療が受けられない	31.4%
・避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安	29.9%

問 火事や地震などの災害時に困ることは何ですか。（3つまでに○）

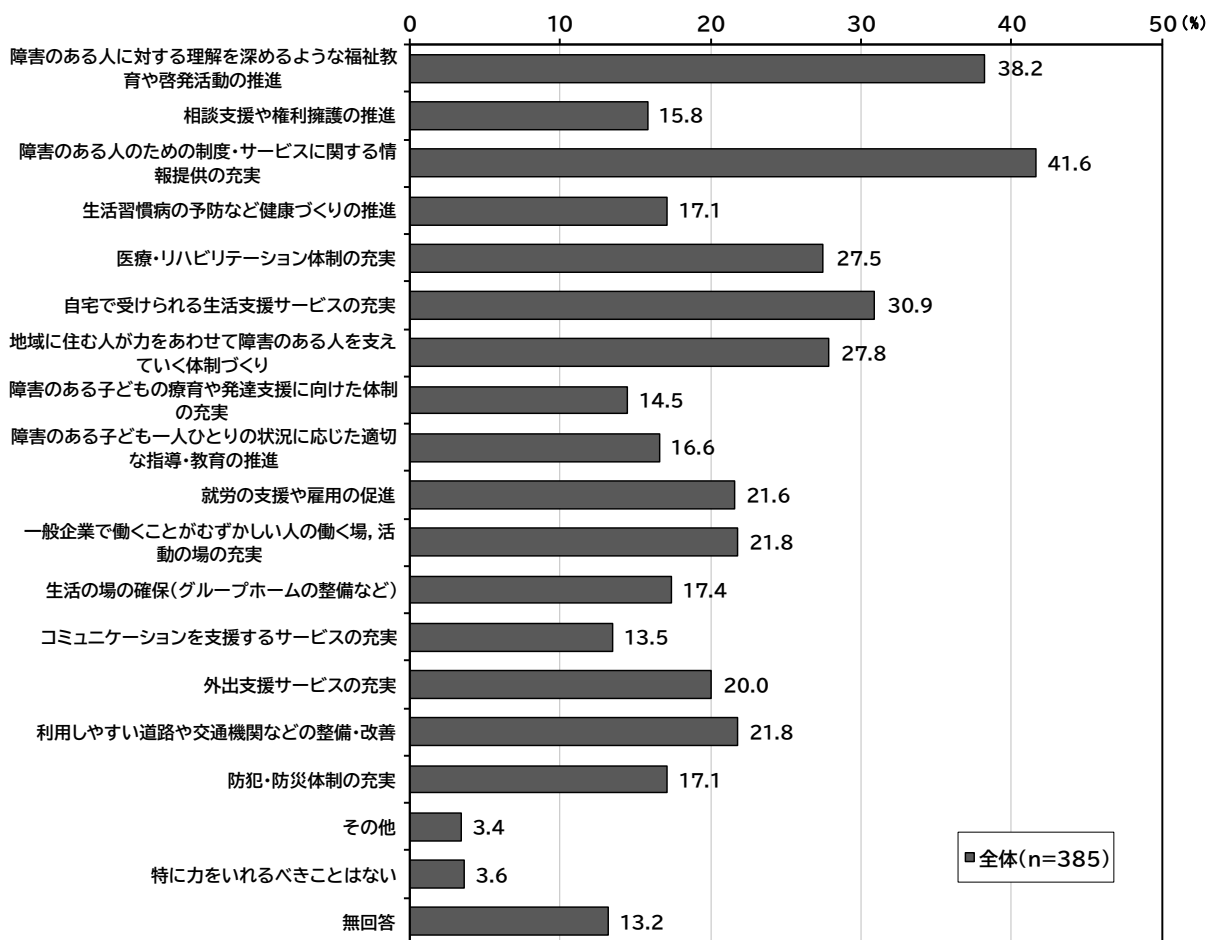


⑫障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこと

障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのために必要なこととしては、「障害のある人のための制度・サービスに関する情報提供の充実」と「障害のある人に対する理解を深めるような福祉教育や啓発活動の推進」が特に多くなっています。

- ・障害のある人のための制度・サービスに関する情報提供の充実 …… 41.6%
- ・障害のある人に対する理解を深めるような福祉教育や啓発活動の推進 … 38.2%
- ・自宅で受けられる生活支援サービスの充実 …… 30.9%
- ・地域に住む人が力をあわせて障害のある人を支えていく体制づくり … 27.8%
- ・医療・リハビリテーション体制の充実 …… 27.5%

問 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



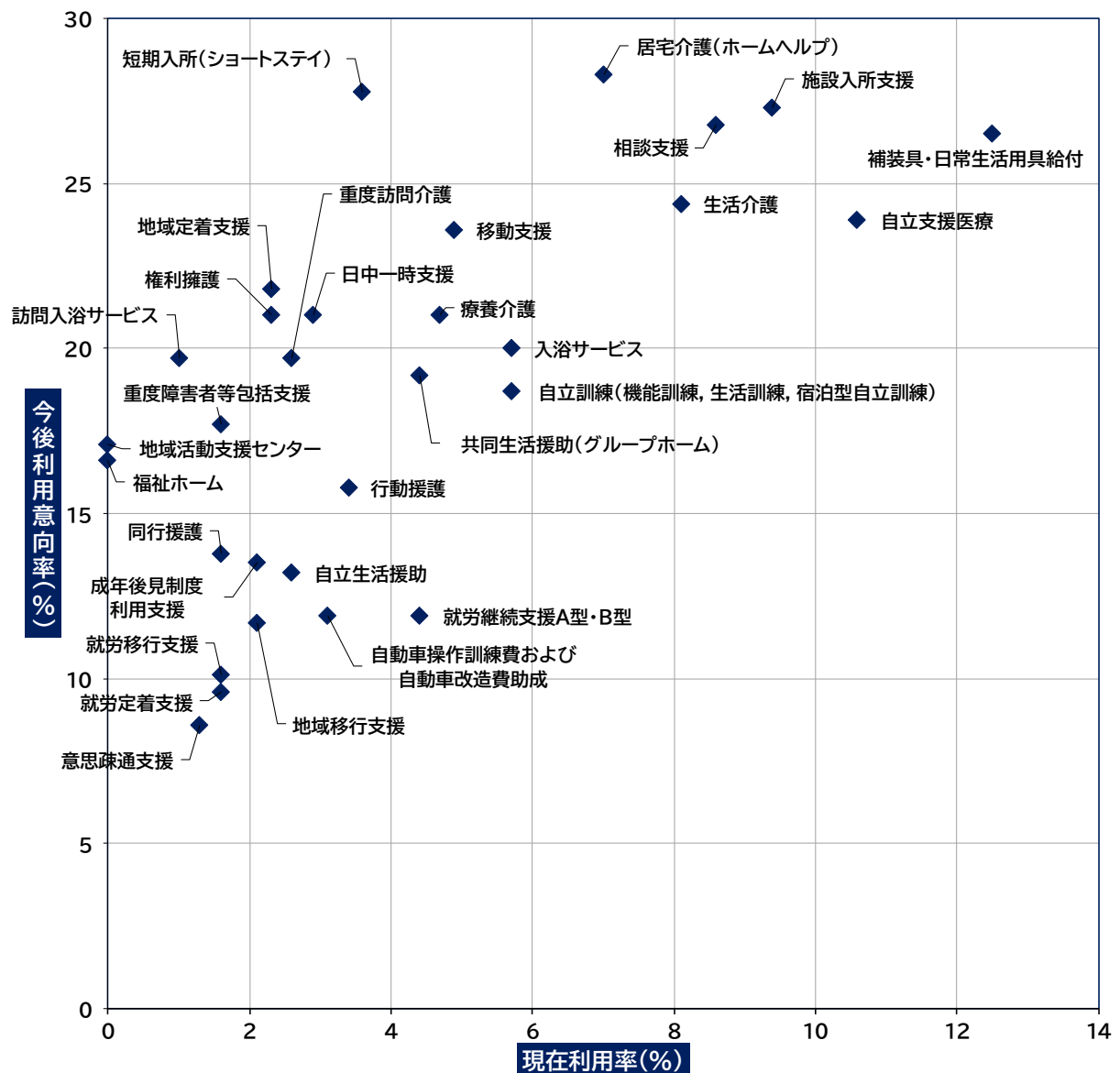


⑬障害福祉サービスの利用状況(問 35)

現佐の利用状況では、「補装具・日常生活用具給付」や「自立支援医療」が多くなっていますが、今後の利用意向では、「居宅介護（ホームヘルプ）」をはじめとして、「短期入所（ショートステイ）」、「施設入所支援」、「相談支援」などが多くなっています。

現在利用状況(トップ5)	今後利用意向(トップ5)
・補装具・日常生活用具給付 ……12.5%	・居宅介護（ホームヘルプ） ……28.3%
・自立支援医療 ……10.6%	・短期入所（ショートステイ） ……27.8%
・施設入所支援 ……9.4%	・施設入所支援 ……27.3%
・相談支援 ……8.6%	・相談支援 ……26.8%
・生活介護 ……8.1%	・補装具・日常生活用具給付 ……26.5%

問 あなたは、次のサービス等を利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。



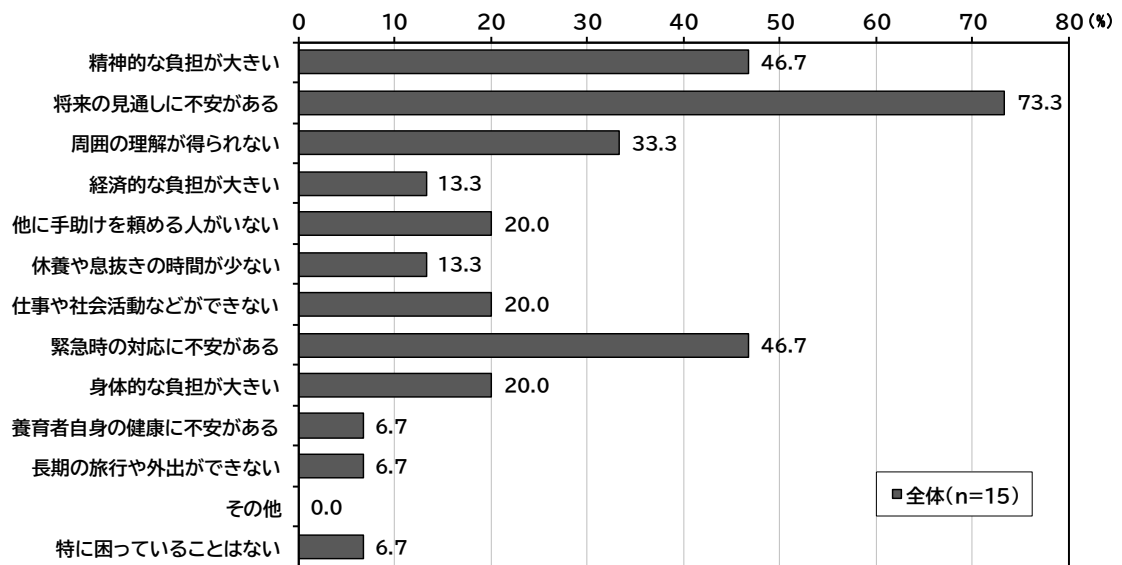
## (2) 障害のある児童及び通所支援を利用している児童の保護者への調査

### ①困っていること

困っている事としては、「将来の見通しに不安がある」が最も多くなっています。

- ・将来の見通しに不安がある ..... 73.3%
- ・精神的な負担が大きい ..... 46.7%
- ・緊急時の対応に不安がある ..... 46.7%
- ・周囲の理解が得られない ..... 33.3%

問 何か困っていることはありますか。(あてはまるものすべてに○)

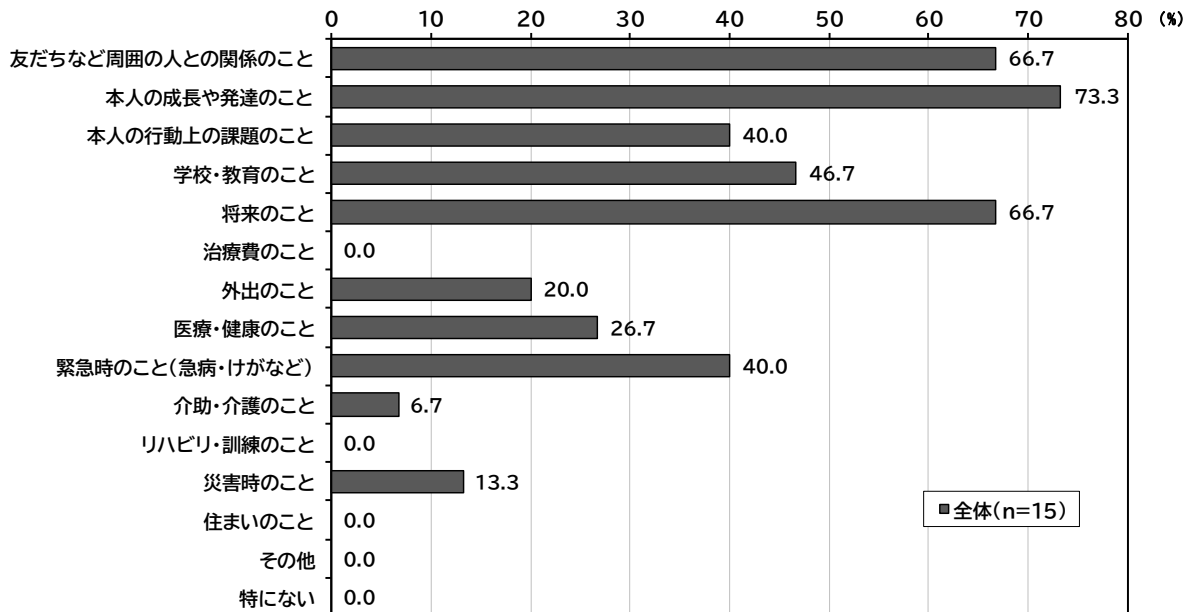


②日常生活の中で不安に思うことや改善したいこと

日常生活の中で不安に思うことや改善したいこととしては、「本人の成長や発達のこと」をはじめとして、「友だちなど周囲の人との関係のこと」、「将来のこと」などを半数以上あげています。

- ・本人の成長や発達のこと ..... 73.3%
- ・友だちなど周囲の人との関係のこと ..... 66.7%
- ・将来のこと ..... 66.7%
- ・学校・教育のこと ..... 46.7%
- ・本人の行動上の課題のこと ..... 40.0%
- ・緊急時のこと（急病・けがなど） ..... 40.0%

問 日常生活の中で不安に思うことや改善したいことがありますか。（あてはまるものすべてに○）

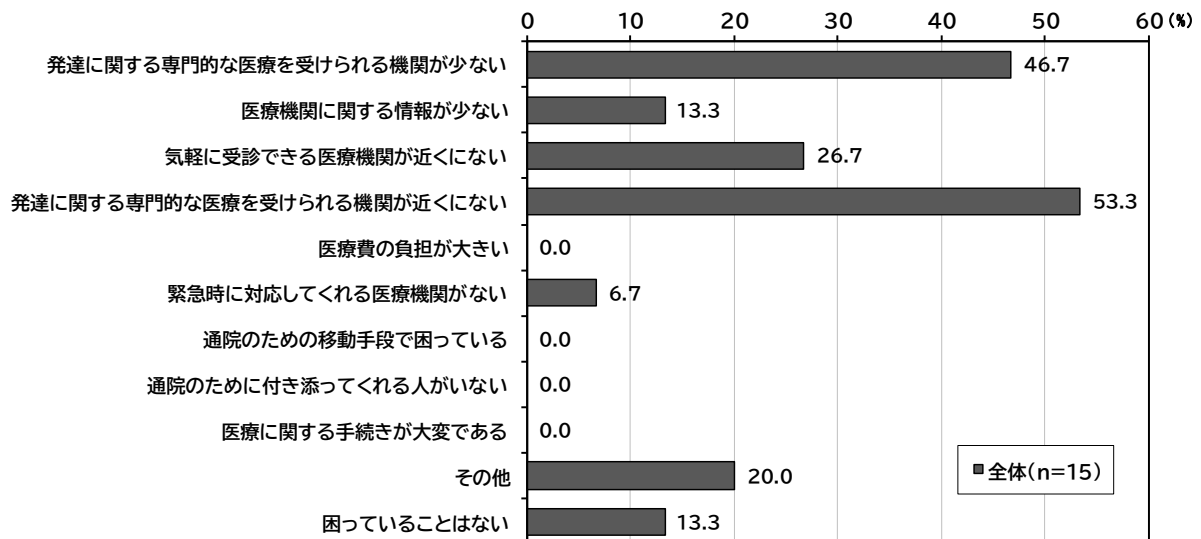


③医療に関して困っていること

医療に関して困っていることとしては、「発達に関する専門的な医療を受けられる機関が近くにない」が最も多く、次いで「発達に関する専門的な医療を受けられる機関が少ない」となっています。

- ・発達に関する専門的な医療を受けられる機関が近くにない …… 53.3%
- ・発達に関する専門的な医療を受けられる機関が少ない …… 46.7%
- ・気軽に受診できる医療機関が近くにない …… 26.7%
- ・医療機関に関する情報が少ない …… 13.3%
- ・緊急時に対応してくれる医療機関がない …… 6.7%

問 医療に関して困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

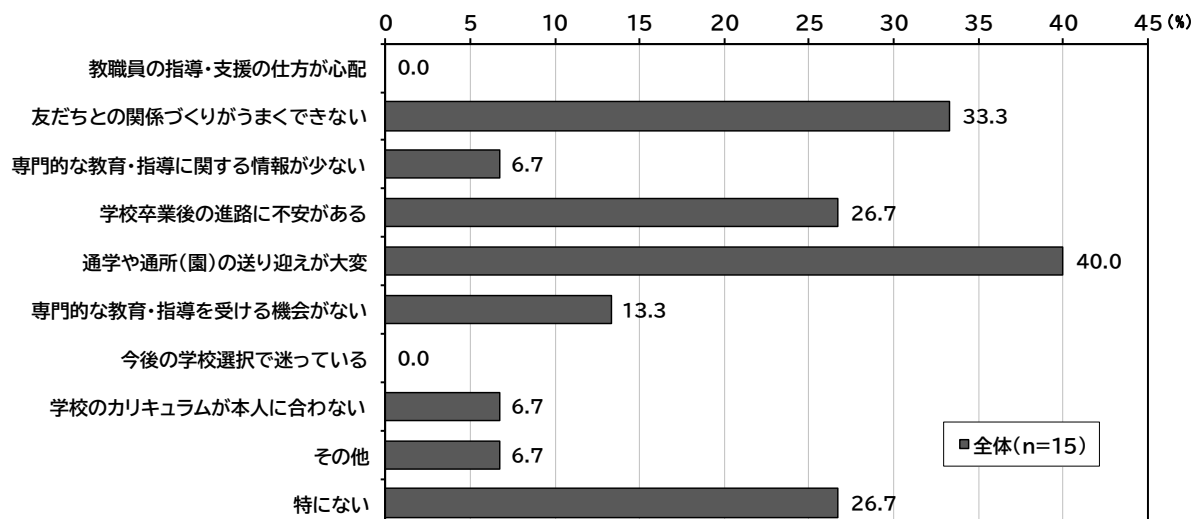


#### ④学校教育について困っていること

学校教育について困っていることとしては、「通学や通所（園）の送り迎えが大変」が最も多く、次いで「友だちとの関係づくりがうまくできない」、「学校卒業後の進路に不安がある」となっています。

- ・通学や通所（園）の送り迎えが大変 ..... 40.0%
- ・友だちとの関係づくりがうまくできない ..... 33.3%
- ・学校卒業後の進路に不安がある ..... 26.7%
- ・専門的な教育・指導を受ける機会がない ..... 13.3%
- ・専門的な教育・指導に関する情報が少ない ..... 6.7%
- ・学校のカリキュラムが本人に合わない ..... 6.7%

問 学校教育について困っていることはありますか。（3つまでに○）

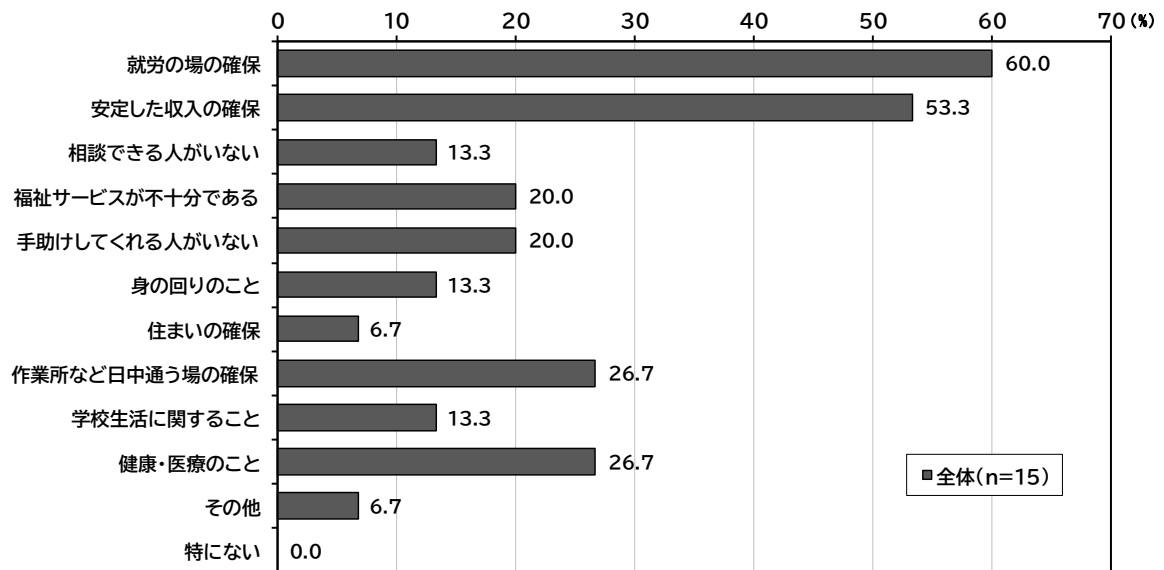


⑤地域で暮らし続けるための課題

将来にわたって地域で暮らし続けるために課題となることとしては、「就労の場の確保」と「安定した収入の確保」が特に多く、半数を超えています。

・就労の場の確保	60.0%
・安定した収入の確保	53.3%
・作業所など日中通う場の確保	26.7%
・健康・医療のこと	26.7%
・福祉サービスが不十分である	20.0%
・手助けしてくれる人がいない	20.0%

問 ご本人が将来にわたって地域で暮らし続けるためには、どのようなことが課題になるとお考えですか。（3つまでに○）

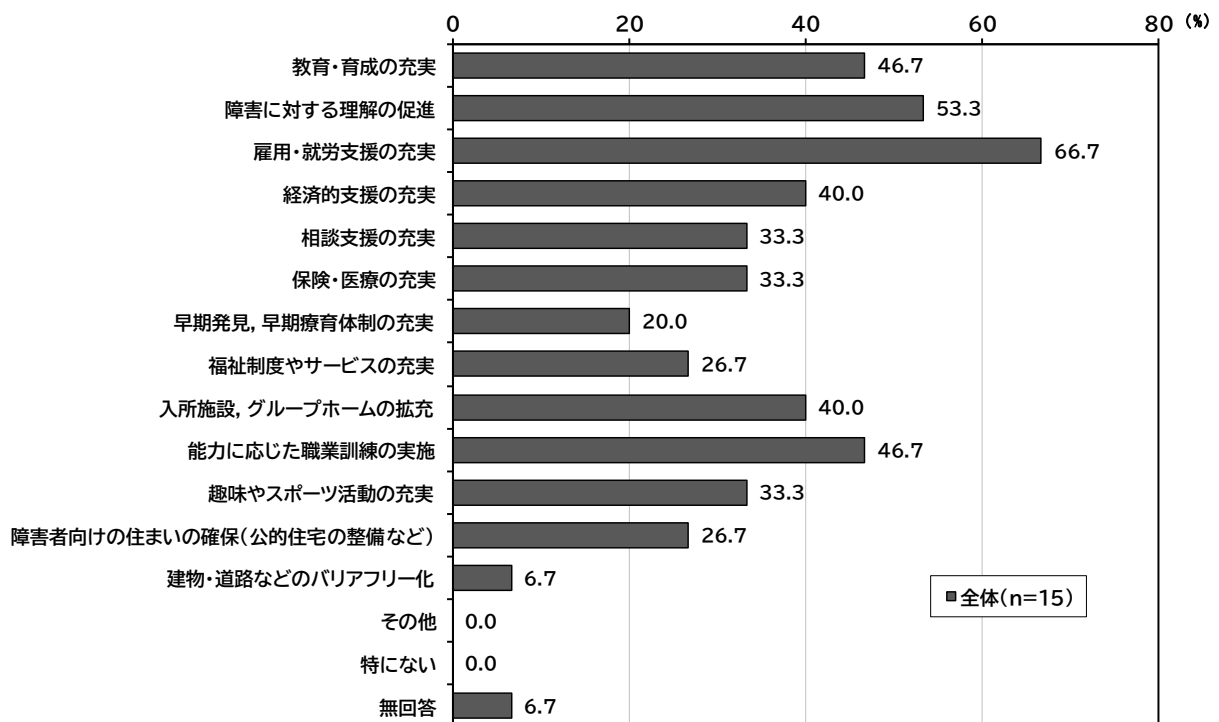


⑥今後の福祉施策で特に必要なこと

今後の福祉施策で、特に必要と考えられること(サービス)としては、「雇用・就労支援の充実」と「障害に対する理解の促進」が半数を超えています。

- ・雇用・就労支援の充実 ..... 66.7%
- ・障害に対する理解の促進 ..... 53.3%
- ・教育・育成の充実 ..... 46.7%
- ・能力に応じた職業訓練の実施 ..... 46.7%
- ・経済的支援の充実 ..... 40.0%
- ・入所施設, グループホームの拡充 ..... 40.0%

問 今後の福祉施策で、特に必要と考えられること(サービス)はどのようなことですか。(あてはまるものすべてに○)

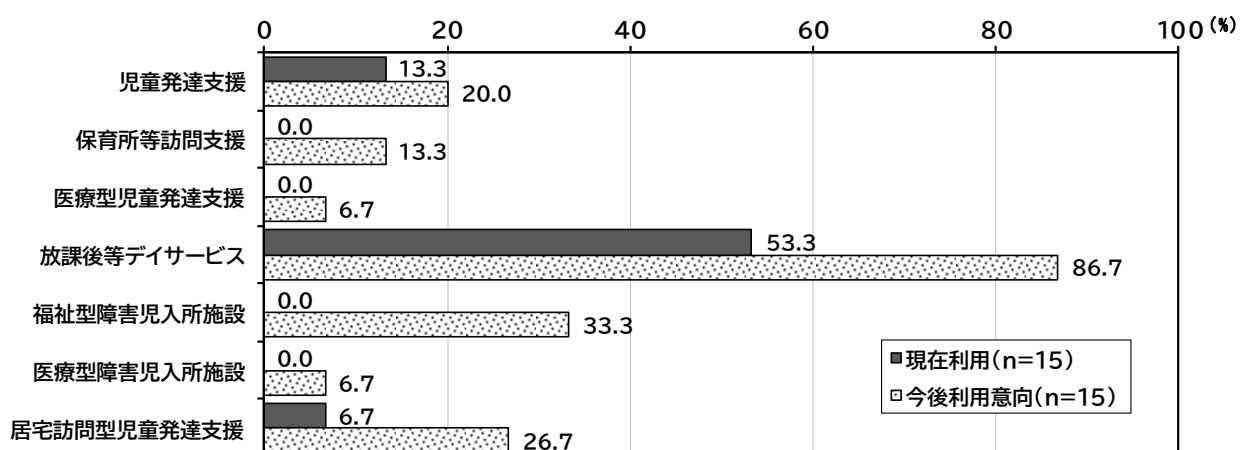


⑦障害福祉サービスの利用状況(問 35)

現在利用しているサービスは、「放課後等デイサービス」が多くなっていますが、今後の利用意向では、「放課後等デイサービス」に加えて、「福祉型障害児入所施設」や「居宅訪問型児童発達支援」、「児童発達支援」なども多くなっています。

現在利用状況	今後利用意向
・放課後等デイサービス ……53.3%	・放課後等デイサービス ……86.7%
・児童発達支援 ……13.3%	・福祉型障害児入所施設 ……33.3%
・居宅訪問型児童発達支援 ……6.7%	・居宅訪問型児童発達支援 ……26.7%
	・児童発達支援 ……20.0%
	・保育所等訪問支援 ……13.3%

問 本人は、次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。



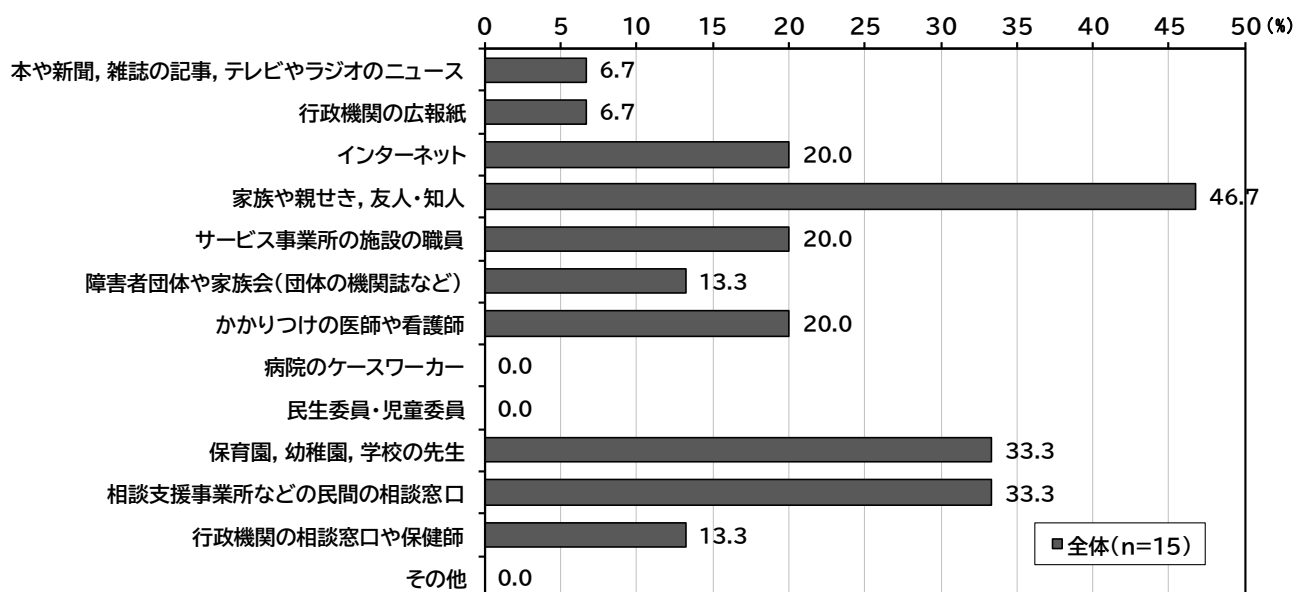


⑧福祉サービスなどの情報の入手先

福祉サービスなどの情報の入手先としては、「家族や親せき，友人・知人」をはじめとして、「保育園，幼稚園，学校の先生」，「相談支援事業所などの民間の相談窓口」が多くなっています。

- ・家族や親せき，友人・知人 ..... 46.7%
- ・保育園，幼稚園，学校の先生 ..... 33.3%
- ・相談支援事業所などの民間の相談窓口 ..... 33.3%

問 福祉サービスなどの情報をどこから得ていますか。(あてはまるものすべてに○)



神石高原町第6期障害福祉計画  
神石高原町第2期障害児福祉計画

発行年：令和3年3月

発行：広島県 神石高原町

編集：神石高原町 保健福祉課

〒720-1522

広島県神石郡神石高原町小島 2025

TEL 0847-89-3335

FAX 0847-85-3394